資料2

公立大学法人宮城大学　業務実績報告書
（令和7年度）
【事業年度評価】

令和8年6月

公立大学法人宮城大学

法人の概要

1. 名称
　　公立大学法人宮城大学

2. 所在地
　　宮城県黒川郡大和町学苑1番地1

3. 設立年月日
　　平成21年4月1日

4. 設立団体
　　宮城県

5. 中期目標の期間（第3期）
　　令和3年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 目的及び業務
　【目的】
　　当法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき宮城大学を設置し、及び管理することにより、卓越した教育研究の拠点として、学術文化を振興し、その成果を広く社会に還元するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。
　【業務】
　(1)大学を設置し、これを運営すること。
　(2)学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
　(3)法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
　(4)公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
　(5)大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
　(6)前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

7. 資本金の額
　　155億1,589万5,651円（令和8年3月31日現在）

8. 役員等の状況（令和8年3月31日現在）
　(1)役員の役職、氏名

理事長	佐　野　好　昭
副理事長（研究、産学地域連携・国際交流担当）	佐々木　啓　一
理事（教育担当・学生支援担当）	蒔　苗　耕　司
理事（広報、学術情報、DEI担当）	森　本　素　子
理事（総務・人事労務担当）（企画担当）	佐　藤　洋　生
理事（財務・施設担当）	槻　山　良　弘
監事	橋　本　和　博
監事	柴　田　純　一

　(2)会計監査人の氏名又は名称及び報酬
　　会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ9百万円及び0百万円（税込）である。

9. 学生数（令和8年5月1日現在）

【学群】			
看護学群	393 人		
事業構想学群	888 人		
食産業学群	530 人	小計	1,811 人
【大学院】			
看護学研究科	24 人		
事業構想学研究科	38 人		
食産業学研究科	23 人	小計	85 人
		合計	1,896 人

10. 教職員数（令和8年5月1日現在）

学長	1 人	
副学長	5 人	
教授	59 人	（副学長兼務者5人含まず）
准教授	37 人	
講師	9 人	
助教	22 人	
助手	4 人	
専任職員	70 人	
業務限定職員	3 人	
有期雇用職員	49 人	合計　259 人

11．組織図（令和8年3月31日現在）

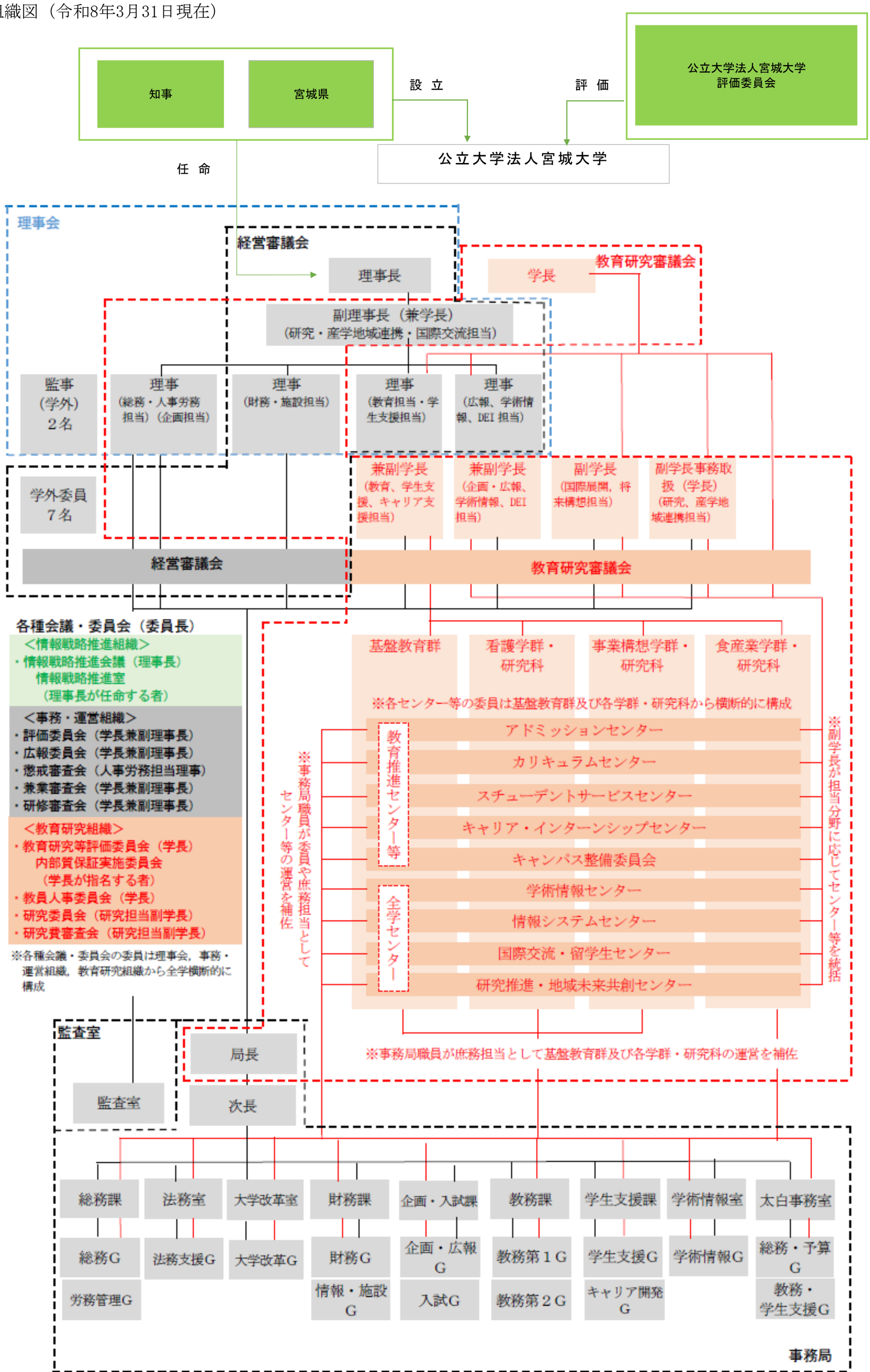

第1　教育研究の質の向上	【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。
1　教育に関する目標	

全体的な状況

学群入試については、対面とオンラインのハイブリッド形式でオープンキャンパスを開催し、対面では両キャンパス合計3,102名が来場、入試説明会には135組が参加した。
また、昨年度より導入したプッシュ通知アプリについては、登録者数を前年より160件増加させ、54回の配信を実施した。
研究科入試においても、定員充足率向上のため、全研究科とも学群学生への説明会を行うとともに、筆記試験の内容を面接の口頭試問に含めることや、英語筆記試験を外部試験スコアの提出に置き換える取組み（看護）、本学ウェブサイトや独自媒体（パンフレット等）を通じた広報活動の実施（事業）、リカレント教育を通じて社会人進学者の受入（食産業）に取り組んだものの大学院定員の充足率は51.9%と目標には届かなかった。
学群教育に関しては、体系的に実施される教育課程について履修ガイドやウェブサイト等により学生の理解を促進するとともに、学外への周知を図った。この他、遠隔看護についてより専門的な知識・技術を獲得するための教育プログラム検討を行い、令和7年度から「遠隔看護論」「遠隔看護演習」を新設科目として設定（看護）、イノベーションデザイン特別演習科目の教育プログラムを検討・実施することで、デザイン思考を通してイノベーションを実践し得る開かれた学びの場の提供（事業）、基盤科目及び専門基礎科目で蓄積した学修内容が専門科目で連続性をもって展開できるよう各専門分野の科目を実施（食産業）といった実学教育の更なる充実・拡大に取り組んだ。
研究科教育については、全研究科でDP・CPが達成できる実効的な教育内容と方法になるよう、履修モデルや各科目のシラバスについて点検を行い、研究科ごとカリキュラムマップとカリキュラムツリー等の改善や新たな策定を行った。
そのほか、学生への支援として、宮城県内の企業を訪問する「インターンシップ発見バスツアー」を2回実施し、参加した延べ27名の学生に対して、企業の業務内容等の理解を深めるとともに、インターンシップの候補先として、県内企業を認識してもらう契機を創出した。

教育研究の質の向上（教育に関する目標）に関する特記事項

1　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

[(1)入学者受入方針・入学者選抜・高大連携事業]

（入学者受入方針・入学者選抜）

- 入試広報に関するアンケート調査（令和7年度入学者向け）調査結果（n=176、回収率40%）及び出願者属性調査結果等に基づく入試広報計画により活動を展開した。
- オープンキャンパスは、対面とオンラインのハイブリッド形式で開催し、対面では両キャンパス合計3,102名が来場、入試説明会には135組が参加した。
- 高校等教員向け説明会では、「東北大学・宮城教育大学・宮城大学　入試説明会」に加え、高大連携と関連づけて進路指導担当者との意見交換を進めた。また生徒及び保護者向け説明会では、13会場でのイベント出展、高校等20校での対面・オンライン説明会を実施するとともに、資料参加を含め志願度の高い来場者が見込まれる看護及び食農系会場への出展を強化した。
- メールマガジンについては、昨年度より導入しているプッシュ通知アプリを活用し、登録者数を前年より160件増加させ、合わせて54回の配信を実施した。
- 結果、令和8年度入学者の第一志望率は67.1％に到達（入学者アンケート調査結果、n=435、回収率99.5％）し、目標値を上回る成果を達成した。全選抜区分の総出願者数は1,866人となった。

（高大連携事業）

- 全学での高大連携事業を展開するとともに、大学見学・出前講義や探究型学習の指導支援、アカデミック・インターンシップなどの事業を通じて県内高等学校等のネットワーク構築を引き続き推進した。
- 高校生向け教育プログラムとして、令和5年度より継続している「未来志向型アントレプレナー教育事業」を今年度も展開。加えて宮城県の受託事業として、未来の看護職を目指す県内の中高生を対象に、看護体験や看護学生との交流プログラム「みやぎプレナーススクール」を初めて展開した。
- ヒアリングした高校のニーズに基づき、遠方の高校生にも本学の学びに触れる機会を創出するため、令和7年度より新たなプログラムとして「出張オープンキャンパス」を県南地域で実施した。
- 高校教員との連携強化を目的として高大連携事業協議会を年に2回開催し、本学の情報発信、高校担当者同士の横のつながりを醸成することを目的としたグループワーク等を開催し、意見交換を実施した。
- 教育に関する高大相互の理解を深めるため、大学から高校への探究型学修への指導支援等について県内高校教育向けに講演等を年に3件実施した。
- 大学での学びに触れ、自己の進路意識を高めることを目的とするアカデミック・インターンシップについては、令和7年度より事業構想学群で少人数対象のコースを設けたことで、受講者に充実したプログラムを提供した。
- 依頼が増加傾向である大学見学・出前講義、探究型学習の指導支援、高校教員向け研修会について着実に対応するとともに、対面とオンライン実施を柔軟に切り替えながら対応した。

[(3)教育の実施体制等]

- 「宮城大学が求める教員像」で掲げる「自発的な研究活動」や「社会貢献」の項目については、教員評価を通じて実態を点検及び評価を行った。また大学が求める教職員像に向けた教職員の資質向上を図るため、全学SDとして「大学におけるハラスメント問題の理解と対応」を、全学FDとして「発達障害の理解と支援方法及び合理的配慮」を実施した。対面に加え、オンデマンド配信も行い、教職員100％の参加率となった。

2　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

[(1)入学者受入方針・入学者選抜]

・ 内部質保証システム実施要綱に基づき、アドミッション・サイクル各段階のデータ分析を実施し、令和9年度入学者選抜の変更を反映したアドミッション・ポリシーの改正を行うとともに、選抜方法の改善に向けた継続的な検討を進めている。

[(2)教育の内容等]

・ 県立広島大学との連携講義にて、遠隔講義を活用することで、学生への負担を抑え、効果的な教育プログラムを展開した。

・ シラバスについて、従前に即したシラバスチェックを実施したほか、学生に向けた学修成果の可視化に合わせ、DPに関わるシラバスの表記の変更を検討、試行的実装を開始した。

[(3)教育の実施体制等]

・ 大学における学群改革を推進するために令和7年度から大学改革室を設置し、宮城大学改革推進本部の事務局として、各種調整を図っている。また大学改革本部会議の下に新学群設置構想検討会を設置し、学士課程改革に係る全体構想資料について、改革の全体像を明確に理解できるよう精度を高めた。

[(4)学生への支援]

・ 宮城県内の企業を訪問する「インターンシップ発見バスツアー」を2回実施し、参加した延べ27名の学生に対して、企業の業務内容等の理解を深めるとともに、インターンシップの候補先として、県内企業を認識してもらう契機を創出した。

3　過年度との数値による実績対比が可能な事項

[(1)入学者受入方針・入学者選抜]

・ ［指標］本学を第一志望とする入学者数の割合（66%以上／年）　附属資料7ページ参照
・ ［指標］大学院定員の充足（100%　令和8年度）　附属資料9ページ参照

[(2)教育の内容等]

・ ［指標］期間中の地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数（210人　令和8年度）　附属資料12ページ
・ ［指標］地域連携型実践教育科目履修者の自己評価（90点以上　令和7年度）　附属資料12ページ

[(4)学生への支援]

・ ［指標］卒業生就職率（100%／年）　附属資料20ページ参照
・ ［指標］看護師国家試験新卒合格率（100%／年）　附属資料23ページ参照
・ ［指標］保健師国家試験新卒合格率（100%／年）　附属資料23ページ参照

4　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

[(1)入学者受入方針・入学者選抜]

・ 大学院志願者数の増加、定員充足を目指し、研究科ごとに志願者の門戸拡大や、学群生を対象とした大学院説明会・キャリア教育の実施や、社会人進学者等の発掘を目的とした積極的な情報提供周知・広報活動等を行ったものの、入学者定員の充足率は51.9%に留まった。

5　その他、法人が積極的に実施した取組

[(1)入学者受入方針・入学者選抜]

・ FDでは、宮城県教育庁高校教育創造室より講師を招聘し、高大連携と大学入試のつながりについて現状を確認し、その先の展開を考えていく機会とした。

[(2)教育の内容等]

・ 教学IRに関して、最新データ及び新たに開発した指標を追加してデータベースを更新し、これに基づいて、2017年度入学生以降の約4,000名を対象とした学修状況等の年次レポート（Microsoft Power BI）を作成・発行した。
・ 全研究科にて、リカレント教育の充実に向け、社会人学生の就業状況等を踏まえた対面方式と遠隔方式を組み合わせた授業運営の実施及び検討を行った。看護学研究科では、遠隔看護プログラムや新人看護師指導プログラム等地域に開かれたリカレント教育を実施した。

[(3)教育の実施体制等]

・ 各学群・研究科で策定した編成方針等を踏まえ、専任教員の配置を行った上で、科目担当の充足が困難で、教育の質保証の観点から必要と認められる場合、特任教員や非常勤講師を配置するなど、適正な配置を行った。

[(4)学生への支援]

・ 学生団体の知名度向上や連帯感の強化、資金調達を目的に「Giving Campaign 2025」を開催し、昨年度よりも多い3,161名からの支援票のほか、企業協賛金・個人寄附金合わせて446千円を獲得した。
・ 既存の就職支援システムであるキャリタスUCの利用を促すとともに、Microsoft Formsを活用した届出システムの運用を開始し、学生の就職活動の状況を早期に把握するとともに、進路未決定の学生の支援を重点的に実施した。

【評価委員会による意見記載欄】

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号　1

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標　　イ 学士課程

大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第1教育研究　1教育　(1)入学者の受入　イ学士課程

❶本学が求める学生像、入学者に求める能力及びその評価方法等を示したアドミッション・ポリシーに基づいた公平かつ公正な入学者選抜試験を実施する。【1】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（1～4）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・試験運営の標準化とデジタルツールの活用により、効率化と質の向上を図り、アドミッション・ポリシーに基づいた適切な入学者選抜試験を継続的に実施する。（❶） ・公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱に則り、選抜結果の分析を継続するとともに、学群とアドミッションセンターの連携により、必要に応じたアドミッション・ポリシーの改正及び選抜方法の改善を推進する。（❶）	・アドミッションセンターを中心に、学生募集要項や試験実施要領の作成、作題及び査読の実施と試験運営を進めた。そうした中、令和6年度中に実施した一般選抜前期及び後期入試において、採点に際してのミスが7月下旬に発覚したため、その検証を行ったうえで、作題マニュアルの改訂等、再発防止に向けた具体的な対策を行った。 ・試験運営に関しては、前年度までの実績を踏まえて、運営体制を構築した。また、本年度は、入試出願システムや合否判定資料の作成において、デジタルツールの活用を行った。 ・公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱に基づき、アドミッション・サイクル各段階のデータ分析を実施し、令和9年度入学者選抜の変更を反映したアドミッション・ポリシーの改正を行い、選抜方法の改善に向けた継続的な検討を進めた。	Ⅲ						

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　2

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標　　イ 学士課程

大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第1教育研究　1教育　(1)入学者の受入　イ学士課程

❶少子化による18歳人口の減少を踏まえ、高校訪問、入試説明会、オープンキャンパス、ウェブサイト、大学案内パンフレット等により、高校生や外国人留学生等に対する積極的な広報活動を展開することで、本学に高い関心を持つ出願者の確保、本学を第一志望とする意欲ある学生の獲得に努める。【2】
［指標］本学を第一志望とする入学者数の割合（66%以上／年）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・新入生アンケートや出願者属性調査を基に、入試広報活動の効果を検証し、入試広報計画を策定する。また、高大連携を一層深化させ、多様かつ効果的な広報活動を実施し、第一志望者の確保に向けた施策を展開する。（❶） ・高校との連携強化を推進し、データに基づく本学教員の探究活動支援等への派遣を通じて、日常の学びへの関与を促し、大学進学への動機付けを図る。（❶） ・メールマガジンやSNSを活用し、タイムリーな情報提供を行い、エンゲージメントの向上を図る。また、学問系統別説明会の充実を継続し、特定分野へ志願者を効果的に誘導する。（❶） ［指標］本学を第一志望とする入学者数の割合（66%以上／年）	・前年度に引き続き、入試広報に関するアンケート調査（令和7年度入学者向け）調査結果（n=176、回収率40%）及び出願者属性調査結果等に基づく入試広報計画に従って活動を展開した。 ・オープンキャンパスを開催し、両キャンパス合計で、3,102名が来場、入試説明会には135組が参加した。 ・高校等教員向け説明会は、「東北大学・宮城教育大学・宮城大学 入試説明会」に加え、高大連携と関連づけて進路指導担当者との意見交換を進めた。 ・生徒及び保護者向け説明会では、13箇所のイベント出展、高校等20校での対面・オンライン説明会を実施するとともに、資料参加を含め志願度の高い来場者が見込まれる看護及び食農系会場への出展を強化した。 ・昨年度から採用したプッシュ通知アプリについては、登録者数を前年より160件増加させ、54回の配信を実施した。 ・その結果、令和8年度入学者の第一志望率は67.1%に到達（入学者アンケート結果、n=435、回答率99.5%）し、目標値を上回る成果を達成した。全選抜区分の総出願者数は1,866人となった。 ・本学を第一志望とする入学者数の割合67.1%（回答率99.5%）	Ⅳ		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　3

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標　　イ 学士課程

大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第1教育研究　1教育　(1) 入学者の受入　イ学士課程

❶大学入学共通テストの導入、新学習指導要領への対応等、国の入試改革の動向や、入試データや入学後の成績等、入学者に関する多面的なデータ分析を踏まえながら、必要に応じて入学者選抜制度の見直しや改善を図る。【3】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・受験者の多様な能力、意欲及び適性を総合的に評価し、時代の変化に対応できる人材の選抜を目指すとともに、受験者への幅広い選択肢の提供をさらに推進するため、令和9年度入学者選抜に向けた選抜方法等の見直しを継続する。6月までに個別学力検査及び大学入学共通テストの配点を公表し、その後、その他の選抜方法等に関する変更を適宜公表する。（❶） ・公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱第9条第1号に基づき、令和6年度実施の選抜結果を分析し、出願動向や得点状況を評価する。その知見を基に、試験問題作成や選抜制度の更なる改善を検討する。（❶） ・基盤教育群や高大連携推進室と協力し、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を継続実施し、高大連携事業の質向上と入学者選抜制度の適正化を図る。（❶）	・令和9年度入学者選抜における新たな選抜方法等について、10月までに個別学力検査及び大学入学共通テストの配点、看護学群における総合型選抜と学校推薦型選抜の定員変更について公表した。さらに看護学群に関して、令和10年度入学者選抜における総合型選抜の廃止と学校推薦型選抜の定員変更に係る情報を発出した。 ・出願動向や試験科目ごとの得点状況を分析・評価し、その結果を令和8年度入試の試験問題作成に反映した。 ・高大連携推進室と協力・連携してファカルティ・ディベロップメント（FD）を実施し、高大連携事業の質向上と入学者選抜との関係強化を進めた。	Ⅲ		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　4

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標　　イ 学士課程

大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第1教育研究　1教育　(1) 入学者の受入　イ学士課程

❶社会のニーズや国における高大接続に関する議論を踏まえ、高校生や地域社会にとって身近な宮城大学にするとともに、❷高等学校と大学に携わる教職員が相互に指導力を高め合うことで地域貢献に寄与する人材を育成する。【4】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定	評価委員会による評価 意見
R7年度	・高大連携推進室を中心とする高大連携事業の全学的な運営体制を継続するとともに、高校教育から大学教育への継ぎ目のない接続を実現できるよう、県内を中心とする高大ネットワークの充実を図る。（❶❷）	・全学での高大連携事業を展開するとともに、大学見学・出前講義や探究型学習の指導支援、アカデミック・インターンシップなどの事業を通じて県内高等学校等とのネットワーク構築を引き続き推進した。 ・高校生向けの教育プログラムとして、2023年度よりEdge-PRIME Initiativeの事業として継続している「未来志向型アントレプレナー教育事業」を今年度も展開した。また、宮城県受託事業として、未来の看護職を目指す県内中学生・高校生を対象に、看護体験や看護学生との交流などのプログラム「みやぎプレナーススクール」を初めて展開した。 ・高大連携事業協議会にてヒアリングした高校からのニーズに基づき、遠方の地域の高校生にも宮城大学の学びに触れる機会を創出するため、今年度より新たなプログラムとして「出張オープンキャンパス」を県南地域で実施した。	Ⅳ		
	・高等学校等との密な対話・意見交換により高大連携事業の充実を図るため、高大連携事業協議会を開催するとともに、相互の課題を議論・解決する研究会（FD）等においても議論を進め、高大連携事業の在り方について理解を深める。（❷）	・高校教員との意見交換や相互の連携の強化を目的とした高大連携事業協議会を7月と2月にそれぞれ対面で開催した。7月は本学の高大連携事業についての情報発信や高校担当者同士の横のつながりを醸成することを目的としたグループワークを取り入れた意見交換を実施した。2月は1年間の本学の高大連携実績の報告や、探究型学習についての課題等に関して、意見交換を実施した。 ・FDでは、宮城県教育庁高校教育創造室より講師を招聘し、高大連携と大学入試のつながりについて現状を確認し、その先の展開を考えていく機会とした。 ・教育に関する高大相互の理解を深めるため、大学から高校への探求型学習への指導支援等について県内高校教員向けに講演等を行った（R7：3件）。			
	・アカデミック・インターンシップについて、高等学校側のニーズに応じた早期の募集案内を継続するとともに、受講者アンケート等による効果測定を実施し、より教育的効果を高めるべく、更なるプログラムの充実を図る。（❶）	・大学での学びに触れ、深い学びを通じて自己の進路意識を高めることを目的とするアカデミック・インターンシップについては、今年度初の試みとして、事業構想学群で少人数対象のコースを設けた。また、当日についても受講者アンケートによると講義の満足度についての設問で、「満足」または「やや満足」と回答した受講生が95％以上であり、充実したプログラムになったといえる。			
	・高等学校等からの依頼による大学見学や出前講義、探究型学習の指導支援及び高校教員向け研修会を着実に実施していくとともに、必要に応じてオンライン方式も併用しながら、高等学校側のニーズに柔軟に対応し、より効果的な教育と指導支援の体制を整えていく。（❶❷）	・大学見学・出前講義、探究型学習の指導支援、高校教員向け研修会については、増加傾向にある高校等からの依頼にも着実に対応するとともに、対面実施とオンライン実施を状況により柔軟に切り替えながら対応した。 ①大学見学(模擬講義なし) R6:9件　(　249名)　R7: 6件(　170名) ②大学見学(模擬講義あり) R6:17件 (　462名)　R7:21件(　462名) ③出前講義 R6:27件 (1,358名)　R7:43件(2,893名) ④探究型学習支援 R6:33件 (6,241名)　R7:23件(6,338名) ⑤高校教員向け研修会 R6:5件　(　118名)　R7: 3件(　 89名)			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　5

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標　　ロ 大学院課程

アドミッション・ポリシーに適合し、高度な実践能力及び研究能力の習得を目指す意欲あふれる人材について、学群卒業生や社会人など多様な分野からの受入れを推進する。また、病院・企業・自治体など社会のニーズを踏まえた適切な入学者選抜方法を整備し、定員充足率の向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第1教育研究 1教育 (1)入学者の受入 ロ大学院課程

❶博士前期課程及び博士後期課程のそれぞれについて、本学が求める学生像、入学者に求める能力及びその評価方法等を示したアドミッション・ポリシーに基づいた公平かつ公正な入学者選抜試験を実施する。【5】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（5～6）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				C	C	C	B	C	
R7年度	・研究科とアドミッションセンターの連携を更に強化し、試験運営の仕組み化を進めることで、効率化と質の向上を目指す。また、アドミッション・ポリシーに基づき、適切かつ公平な入学者選抜試験を実施する。（❶） ・公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱に定められたアドミッション・サイクルに則り、選抜結果の分析を継続的に行い、研究科とアドミッションセンターが連携して必要に応じたアドミッション・ポリシーの改正及び選抜方法の改善を進める。（❶）	・各研究科とアドミッションセンターが密に連携し、学生募集要項や試験実施要領の作成、作題及び査読と試験運営を進めた。その結果、試験に関するミスやインシデントは発生しなかった。 ・公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱に基づき、アドミッション・サイクルの各段階でデータ分析を行い、入学者選抜方法の適切性やアドミッション・ポリシー改正の必要性について、継続的な検討を行った。	Ⅲ						

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　6

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標　　ロ 大学院課程

アドミッション・ポリシーに適合し、高度な実践能力及び研究能力の習得を目指す意欲あふれる人材について、学群卒業生や社会人など多様な分野からの受入れを推進する。また、病院・企業・自治体など社会のニーズを踏まえた適切な入学者選抜方法を整備し、定員充足率の向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第1教育研究 1教育 (1)入学者の受入 ロ大学院課程

❶定員充足率向上のために、各研究科の教育内容を踏まえた入学者選抜制度の見直しを行うとともに、❷自治体派遣枠の活用、企業からの派遣受入、リカレント教育の必要性等をアピールする自治体や関係機関への訪問説明、大学院進学の魅力を可視化したウェブサイトの充実等、大学院独自の広報活動を強化する。【6】
［指標］大学院定員の充足（100% 令和8年度）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・看護学研究科においては、既存のプログラム内容の点検を行いながら、教育指導体制をより充実させることで、研究・教育の質を更に向上させていく。対面による入試相談会の開催を継続していくことに加え、ホームページを見やすく整理するなど、本学ウェブサイトをより効果的に活用することで、丁寧な幅広い情報発信を行い、社会人も含めた全体的な志願者数の確保を目指していく。また、学群学生に対しては、日頃の教育・研究活動を通してリサーチマインドを育みつつ、キャリアガイダンスの開催などにより、大学院進学についても積極的な情報提供を行っていく。これにより、学外及び社会人進学者の獲得だけではなく、学群卒業生（見込みを含む）の中からの内部進学者の発掘にも努めていく。さらに、研究科教員が講師を務める研修会や、実習などで関連のある施設に対しては重点的にフライヤーを配布し、積極的な周知活動を行うなど、既存の関係性も活用しながら、効率的に志願者数を確保できるよう、ターゲットを絞った広報活動も継続していく。（❶❷）	・看護学研究科では、入学試験における看護専門科目の筆記試験（博士前期課程）を面接の口頭試問に含めたり、英語試験（博士後期課程）を外部試験スコアの提出に代えたりすることによって、志願者の門戸を拡げるとともに、筆記試験と同等かそれ以上の基礎的知識・素養や、より普遍的な英語能力を確実に測るようにした。さらに、募集要項やウェブサイト上の動画を通じた情報提供、大学と関連する医療機関へのフライヤー配布に加えて、オープンキャンパスや大学院公開講座の日程に合わせて複数回、対面での入試相談会を開催することで、本研究科の入試制度、入学後のプログラム内容とその提供体制、大学院修了後の進路に至るまで、積極的に学内外への広報活動を行った。また、学群学生を対象としたキャリアガイダンスを開催することで、社会人に加え、本学看護学群からの内部進学者を含めた大学院生の受け入れを促進する努力も行った。（❶❷）	Ⅱ		
	・事業構想学研究科においては、本学ウェブサイトや独自媒体等を介して試験制度や各課程教育プログラム、長期履修制度等の支援制度についての学外への積極的な周知を図るほか、学群学生への説明会の開催等、情報発信を積極的に行い内部進学者の発掘に努める。また、次年度に向けてより積極的かつ効果的な広報活動の在り方の検討を行う。加えて、学外及び社会人進学者の獲得を目指し、リカレントプログラムと連携した教育プログラムの実施を進めるとともに、ファカルティ・ディベロップメント等を通じて、時勢に即した魅力ある大学院教育プログラム及びその提供体制の機能強化等について引き続き具体的な検討を行う。（❶❷）	・事業構想学研究科においては、本学ウェブサイトや独自媒体等を介して試験制度や各課程教育プログラム、長期履修制度等の支援制度についての学外への積極的な周知を図るほか、学群学生への説明会の開催等、情報発信を積極的に行い内部進学者の発掘を行った。また、今後に向けてより積極的かつ効果的な広報活動の在り方の検討を行った。加えて、学外及び社会人進学者の獲得を目指し、リカレントプログラムと連携した教育プログラムの実施を進めるとともに、ファカルティ・ディベロップメント等を通じて、時勢に即した魅力ある大学院教育プログラム及びその提供体制の機能強化等についての具体的な検討を行った。（❶❷）			
	・食産業学研究科においては、前期課程及び後期課程ともにまずは、研究・教育の質を更に高め、内外からの評価を向上させることに注力する。研究や教育の成果は、大学院生の確保に直結する事項であるので、この点を充実させる。前期課程においては、引き続き学内で進学説明会の実施、ウェブサイトの充実など、進学者確保につながる広報活動に注力する。後期課程においては、より高度な研究・教育活動を実践し、内外からの評価向上を目指し、新たな進学希望者を獲得する。また、引き続き、業界団体や関連学会等の関連団体などのネットワークも利用しながら広報活動を展開する。さらに、リカレント教育に関連付けながら関係方面からの社会人進学者の受入れにも積極的に取り組む。（❶❷）	・食産業学研究科においては、研究・教育の質向上にも注力し、教員による研究成果の発信や教育改善を継続的に実施した。さらに、学部生への積極的な働きかけとして進学説明会を開催し、ウェブサイトを刷新して情報提供を強化した。後期課程では高度な研究活動を推進し、学会や業界団体とのネットワークを活用した広報も展開した。また、リカレント教育を通じて社会人進学者の受入れにも取り組み、一定の効果はあった。しかし、社会的な人材不足が影響し、学部卒生の進学動向に影響を与え、結果として、定員確保には至らなかった。（❶❷）			
	［指標］大学院定員の充足（100% 令和8年度）	・大学院定員の充足　51.9%（入学定員）			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　7

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標　　イ 学士課程

高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと、人間性豊かで、グローバルな視点を備えた、Society 5.0の実現や、地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準を用いて、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IR（Institutional Research）の導入を進める。

基盤教育においては、自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては、基盤教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。
また、アクティブ・ラーニング等により、実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の勉学意欲や理解度の向上につながる、最も効果的な教育方法を工夫する。

大学教育のデジタル化を推進し、遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに、大学間の連携をより一層推進する。また、対面による活動がもたらす教育効果を再確認し、その効果的活用を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(2)教育の内容等　イ学士課程

❶本学の理念及び各学群の目的に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明確に定め、その実現のための体系的な教育課程を編成・実施する。❷また、学修成果把握のための評価・可視化の方法をアセスメントプランとして定めるとともに、❸教学IRの導入を進め、それらに基づく組織的な教育成果の点検・評価と改善を着実に進める。【7】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（7～9）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				S	A	A	A	A	
R7年度	・全学及び学群のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーや関係する理念等について点検・改善を行う。また、体系的に実施される教育課程について履修ガイドやウェブサイト等により学生の理解を促進するとともに、学外への周知を図る。（❶）	・機関別認証評価の受審に伴う点検・改善に取組み、定例の学生及び教員による教育評価の結果をふまえて、各教育課程の教育目的やポリシーについて、令和10年から予定している大学将来構想に向けて改善案を検討した。また、現行の教育課程の体系性について、履修ガイドやウェブサイトを通じて学生の理解を促進するとともに、学外への周知内容を点検・整理した。	Ⅲ						
	・各ポリシーに則ったカリキュラムを進める。また、旧カリキュラムからの着実な移行を完了させる。（❶）	・各ポリシーに則ったカリキュラムを運営するため、カリキュラム体系を反映したシラバス記載要領の点検・改善を強化した。また、シラバスに則った授業展開及び旧カリキュラムと令和4年度カリキュラムの読替・開講保証科目の周知により、移行に伴う学生の不利益が生じていないかを点検しながら着実な移行を管理し、令和4年度カリキュラムの完成年度を迎えた。							
	・学生の学修意欲や進路に応じて履修を進めることができるよう、履修モデル・時間割の点検・見直しを行う。また、教育課程のカリキュラムマップや主要科目、科目ナンバリング、シラバス、履修モデルについて、履修ガイドに掲載し、入学時のガイダンス等により学生への周知を図る。（❶）	・学生の学修意欲や進路に応じて履修を進めることができるよう、学修成果や学修行動調査、教員評価の結果を基に、履修モデル・時間割の点検・見直しを行った。また、教育課程のカリキュラムマップや主要科目、科目ナンバリング、シラバス、履修モデルについて、履修ガイドに掲載し、入学時のガイダンス等により学生への周知を図った。							
	・「宮城大学教学アセスメントプラン」に則り、学修成果と各種アセスメント指標を基にカリキュラム評価のためのモニタリング及び学修成果の可視化を行う。さらに、アセスメント結果の公表を行いつつ、カリキュラム体系を検討する。（❶❷）	・学修成果及び各種アセスメント指標を基に、カリキュラム評価を実施して学修成果の可視化とその結果を踏まえたアセスメントの実施及び公表を行った。また、学生が年次ごとの成長のプロセスを把握できるよう、学修成果可視化方法の見直しを行った。							

	・看護学群においては、新たな知識・技術の獲得による看護イノベーションを実現する人材育成に向けて、遠隔看護技術への関心を高める働きかけを強化し、遠隔看護を担う人材育成を促進する。また、シミュレーション教育の更なる強化に向けて、SP教育とSP参加型演習を促進し、臨床現場の再現性を高めた環境を整備する。新カリキュラムの完成年度を迎えることから、改編された4年生科目が円滑に運営されているか点検を行う。また、各ポリシーに則った教育体系となっているか点検・評価する。（❶）	・看護学群においては、看護イノベーションを実現する人材育成として、今年度から遠隔看護に関する新規科目を設定し、その周知を行い、遠隔看護を担う人材育成に着手した。また、学生へのSPの役割説明と役割を理解した上でのSP参加型演習を促進し、シミュレーション教育の環境整備を行った。新カリキュラムの完成年度を迎え、改編された4年生科目について点検を行い、円滑に行われていることを確認した。		
	・事業構想学群においては、イノベーションデザインのスキル習得の機会を提供するため、リカレント教育や高大連携などの正課外科目等の成果を取り込んだ、より高度な教育プログラムの構築と実践を行う。（❶）また、令和10年度の教育改革に向けて、事業構想学群の再編を含めて、教育理念に基づいた新しいカリキュラム体系の検討を進め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程の見直しを行う。（❶）	・事業構想学群においては、イノベーションデザインのスキル習得を目的として、1年次配当科目「イノベーションデザイン特別演習」を開講・実施するとともに、その導入段階として位置づけられる高大連携事業及び密接に関連する入学前教育を実施する等、教育プログラムの高度化を進めた。また、令和10年度開始予定の学群再編を含めた将来構想を見据え、教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等の策定、教育課程の設計を行った。		
	・食産業学群においては、引き続き新カリキュラム下において学生が学類選択や研究室選択などで自ら適切な学びを選択できるよう1年次の「食材生産概論」、「フードマネジメント概論」や2年次の「食産業学基礎演習」を着実に実施する。さらに2・3年次の専門科目教育と4年次の研究室における卒業研究指導を適切に行うことで高度な専門性と課題解決力を修得できるよう努める。また、引き続き新カリキュラムの効果を実現するため、求められる分野の教育・研究指導ができる教員を新たに採用して、主要科目に基づく適正な教員配置、教育課程の充実を図る。（❶）	・食産業学群においては、1年次には各学類の学びの特徴を伝えることで学生が適切な学類選択を行うことを促し、学類が決定した2年次には、それぞれの専門分野や研究内容を紹介することで学修意欲向上を図った。3年次には幅広い分野の専門科目を提供して専門性を高め、4年次の卒業研究指導を適切に実施した。また、新カリキュラムの効果を高めるため、食産業学群としての教育・研究指導ができる専任教員を新たに採用して教育課程の充実を図った。		
	・基盤教育群においては、本学の特性に配慮した基盤教育の在り方を念頭に置きつつ、導入、教養、学群共通科目の編成・実施に関する全学的な共通認識（基盤教育共通ビジョン）の確立に向けて、より個別・具体的な検討に着手する。同時に、前項の目的を達成するために、主要科目に基づく適切な専任教員配置を行う。（❶）	・基盤教育共通ビジョンの確立に関して、基盤教育検討部会を立ち上げて全学的に認識を共有しつつ基盤教育の改編に着手し、将来構想を念頭においた「基盤教育科目群の科目体系」を明確化し、これに基づいて科目設計の再編成をおこなった（将来構想）。また、これに併せて必修・選択両科目群について、科目の改廃及び責任教員の変更等を検討した。		
	・卒業時の学修成果測定結果を可視化し、ディプロマ・ポリシーに対する教育効果の検証、分析を各学群にて行う。また、客観性をより高めるために測定手法の改善を行う。（❷）	・卒業時に各学群にて学修成果を測定し、可視化・分析結果からディプロマ・ポリシーに対する教育効果を検証した。また、客観性をより高めるため、学修成果と成績を連関させた客観評価を取り入れ、かつ、卒業時のみではなくプロセス評価が可能となるよう、新たな測定方法を検討し、令和８年度からの試行に向けて準備した。		
	・教学アセスメントプランの評価結果をもとに、各ポリシーの評価指標について、適切性の観点から点検を実施する。また、評価指標を有効に活用し、関係センターと連携し、学修成果の測定を行うための方策の検討を行う。（❷）	・各ポリシーの評価指標について、教学アセスメントプランの結果をもとに評価指標との整合性について点検した。また、情報推進戦略室との連携により、BIツールを活用し可視化された学修成果に基づく測定の方策について検討を行った。		
	・教学IRに関する試作レポートの改善を図り、毎年発行する年次レポートの雛形を完成させ、実際に年次レポートを発行する。また、教務・入試・キャリアに関するデータに基づき、新たな指標の開発を検討する。 ・引き続き、データ共有や分析のための仕組み構築に取り組むとともに、データ分析に係る課題の把握や検証等も進め、情報戦略推進基本計画や情報戦略推進に係るデータ取扱要綱の見直しを検討していく。（❸）	・最新データ及び新たに開発した指標を追加してデータベースを更新し、これに基づいて2017年度入学生以降の約4,000名を対象とした学修状況等の年次レポート（Microsoft Power BI）を作成・発行した。また、コラボレーションツール（Microsoft Teams）を活用し、部局等の教職員が当該レポートを閲覧・共有・活用できる環境を整備した。 ・部局等が情報戦略推進室保有データを用いた分析に取り組める仕組みを構築した。 ・他大学における教学IRの取組状況を調査し、本学の教学IRに関する課題把握と体制の点検を進めた。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　8

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標　　イ 学士課程

高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと、人間性豊かで、グローバルな視点を備えた、Society 5.0の実現や、地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準を用いて、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IR（Institutional Research）の導入を進める。

基盤教育においては、自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては、基盤教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。
また、アクティブ・ラーニング等により、実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の勉学意欲や理解度の向上につながる、最も効果的な教育方法を工夫する。

大学教育のデジタル化を推進し、遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに、大学間の連携をより一層推進する。また、対面による活動がもたらす教育効果を再確認し、その効果的活用を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(2)教育の内容等　イ学士課程

❶幅広い教養を身につけ主体的に学ぶ力、コミュニケーション力を培う基盤教育と、各学群で展開される専門教育を有機的に結び付け、それらの連続性を高めた学修効果の高いカリキュラムを提供する。❷また、実学教育で必要とされる高度な技術力・実践力・語学力の修得を効果的に進めるため、地域フィールドワークや実学教育プログラム、海外研修プログラム等による多様な学びの機会を提供する。❸教育のデジタル化を推進するため、遠隔授業システムや学修管理システム等の整備・連携と円滑な運用を行い、それらを効果的に活用した授業の展開を図るとともに、❹対面授業の効果的な実施、アクティブ・ラーニングの活用、ラーニングコモンズの整備・活用により、学生の主体的かつ対話的な学びのサポートを強化する。❺より効果的な教育を実現するための学年暦・時間割の在り方を検討し、その効果的な編成・運用に努める。【8】
［指標］期間中の地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数（210人 令和8年度）
［指標］地域連携型実践教育科目履修者の自己評価（平均A:85点以上 令和8年度）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・基盤教育と専門教育の接続性の観点から、基盤教育と専門教育の課題を検討し、連続性を高める教育を実施する。また、学習効果を高めるシラバスや授業内容、学年暦・時間割の検討改善を行う。（❶❺）	・基盤教育と専門教育の接続性については、特に全学１年生必修科目である「スタートアップセミナー」及び情報統計系科目において、現行カリキュラムにおける課題の洗い出しと新カリキュラムを念頭においた授業設計の検討を開始し、群・学群教員間での共有の場を設けた（センターFD及び学群FD）。 ・シラバスについては、従前に即したシラバスチェックを実施したほか、学生に向けた学修成果の可視化に合わせDPに関わるシラバス表記の変更を検討、試行的実装を開始した。 ・学年暦については、両キャンパスにおける後期開始時期を統一する形へ改善した。	Ⅲ		
	・実学教育で必要とされる高度な技術力・実践力・語学力の修得を効果的に進めるため、実学教育プログラムを展開し、多様な学びの機会を提供する。また、遠隔授業の効果的な導入を進めるため、キャンパス間での遠隔授業を継続する。（❷❸）	・実学教育プログラムとして、看護学群において「子供ホスピスの役割と活動の実際」「骨髄バンクについての理解を深め、高度医療の普及について考えよう」「MYUハートナーシングプログラム」を、事業構想学群において「都市建築再生演習・生活環境デザイン演習Ⅱ」を実施し、各専門分野についての理解を深めた。 ・「福祉入門」及び「人口学概論」において遠隔授業を実施し、ライブ（福祉入門）、オンデマンド（人口学概論）両形式における、キャンパス間遠隔授業の安定的運用の可否を観察した。			
	・効果的な教育を実現するため、100分授業の導入の可能性等、学年暦・時間割の効果的な編成・運用の在り方とその具体化の方策について検討を行う。（❺）	・100分/120分授業への変更について、利点と課題の洗い出しを行い、将来構想への対応と併せて、学年暦・時間割の効果的な編成・運用の在り方を検討した。			

	・地域連携実践教育科目である地域フィールドワークにおいては、制作したテキスト・映像教材を継続して活用するとともに、新カリキュラム下での講義内容の検証と改善を進める。また、学生に対して映像等を用いた意識づけの取組を継続して行い、両キャンパスにおけるコミュニティ・プランナーアソシエイト取得者の確保を図る。（❷）	・地域フィールドワークにおいては、令和4年度からの新カリキュラム移行時に制作したテキスト・映像教材を継続して活用した。また、令和5年度から実施している宮城県地域振興課との連携による講義を継続して実施し、実践者を招聘した講義を実施した。さらに、授業評価アンケートの結果や担当教員による打ち合わせ等を踏まえて、講義内容の改善を図った。また、学生に対して、コミュニティ・プランナープログラム修了生の活動を紹介する映像を継続して用いて、プログラム受講に向けた意識づけを図った。		
	・フィールドワークを行う科目について、自治体の学生受入能力、教員による講義運営体制等を鑑みて検証を行い、継続してフィールド数の適正化を図る。（❷）	・地域フィールドワークに関して、令和6年度は5自治体で講義を実施したが、自治体の学生受入能力、教員による講義運営体制等を鑑みて、令和7年度は4自治体で講義を実施した。		
	・2年次以降のコミュニティ・プランナー科目群においては、新たに制作したテキストを用いて新カリキュラム下における各科目の講義内容の改善と体系化を進める。（❷）	・2年次以降のコミュニティ・プランナー科目群においては、全ての科目で制作したテキストを継続的に用いて講義内容の改善を図った。また、地域のニーズに基づく課題解決をテーマとして講義を実施した。		
	［指標］期間中の地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数 （210人 令和8年度）※年平均：35人	・令和7年度卒業生におけるCPアソシエイト取得者数は12人であり、累計の取得者数は135人である。 （参考）令和7年度「地域フィールドワーク」履修者444人、「CP概論及び演習」履修者32人、「CP実践論」履修者19人、「CPフィールドワーク演習」履修者33人		
	［指標］地域連携型実践教育科目履修者の自己評価（85点以上 令和7年度）	［指標］令和7年度　90点		
	・学生の学修意欲や理解度の向上を図ることを目的に、デジタルツールを活用した実践的教育及び少人数教育指導の充実のための新たなプログラムの試行を行う。（❹）	・令和6年度に引き続き、1年生必修英語科目においてオンライン多読教材「X readinng」を導入し、全体的な英語力の向上を図りつつ、効果検証のためのデータ収集を行った。 ・本学の学習で必要なWord・Excel・Powerpointの基礎の習得を目的に「Microsoft Office e-ラーニング」を導入し、新入生に対する入学前教育として提供し、その成果を考察した。		
	・看護学群においては、 (1)国際的視野の醸成や国際問題への関心・理解を高める働きかけを行い、異文化交流の機会を提供する。また、実学教育プログラムを促進し、正課外での専門教育への関心を高める機会を提供する。（❷） (2)基盤教育からの接続においては、新カリキュラム4年目となるスタートアップセミナー、地域フィールドワークの評価を行い、授業計画を見直す。さらに、変化する健康ニーズへの対応を目指し、多職種と協働する能力向上のため、IPE連携プログラムを充実させる。（❶❷） (3)独自の「学びの振り返り」eポートフォリオの運用を継続し、学生の主体的な自己評価の定着に向けて、適宜、支援方法及び運用方法についての評価を行い、改善を図る。（❸） (4)学修成果物を集約したeポートフォリオの実装を継続する。また、その効果的な活用方法と学生への周知方法を改善する。（❸） (5)高度な実践力の獲得のため、スキルスラボの利用促進に向けた環境整備やSPの教育・育成、演習への病院看護師の参加推進を図る。また、MYU-TOWN教材のコンテンツ増設・改修により、内容の拡充を図る。（❸❹）	・看護学群においては、 （1）国際的視野から医療・看護の問題への関心や理解を高めるため、海外の医療者や海外で働く日本人看護師との交流の機会を提供した。また、3件の実学教育プログラムを実施し、知識・技術の獲得により、専門教育への関心の高まりにつながった。 （2）新カリキュラム4年目を迎え、スタートアップセミナー、地域フィールドワークの評価・授業計画の検討を行った。また、多職種との協働力を養うIPE連携プログラムでは、模擬事例検討会等の実施を継続し、プログラムの充実に取り組んだ。 （3）（4）「学びの振り返り」eポートフォリオの運用継続、学生の自己評価の定着に向けた定期的なアナウンス実施等の支援を継続している。学生の自己評価の課題を抽出し、改善を図ることや、わかりやすい手引きとするための点検を継続して行っている。 （5）高度な実践力獲得のため、スキルスラボの利用しやすい環境整備を行い、利用の頻度は高まっている。SPの教育・育成や病院看護師の演習への参加促進について実施には至っていないが、検討はすすんでいる。MYU-TOWN教材は予算の確保ができなかったことで、現状維持にとどまっている。		

	・事業構想学群においては、 (1)基盤教育から専門教育までの一貫性をより高度なものとするため、統計・データサイエンス分野における科目間連携を強化した教育プログラムを開発する。（❶） (2)実学教育で必要とされる高度な技術力・実践力・語学力の修得を効果的に進めるため、地域フィールドワーク、コミュニティ・プランナー教育プログラムや国際協力論・グローカル共生論等の科目のほか、海外交流プログラムの実施により、多様な学びの機会を提供する。（❷） (3)情報通信機器等を積極的に活用した試行的、実験的な学群教育プログラムの検討と開発を行い、教育のデジタル化を推進する。（❸）	・事業構想学群においては、 （1）データサイエンス分野において入学前教育、基盤教育、専門教育との一貫性を高めるための教育プログラムとして「事業構想特別講義Ⅱ・Ⅲ」を開講し、データ・統計・人工知能の活用方法、課題解決策の手法を教授することで相互連携を強化した。 （2）地域フィールドワーク、コミュニティ・プランナー教育プログラムやグローカル共生論等の科目を開講するとともに、海外大学学生との交流プログラムを実施する等、多様な学びの機会を提供した。 （3）教育のデジタル化を推進するため、対面での講義に加えてオンラインでの教授法を併用した講義やドローン・VR等を活用した講義・演習科目を実施する等の取組みを行った。		
	・食産業学群においては、 (1)新カリキュラムの完成年度となることから、食産業学への知識や関心を高めるために導入した基盤科目が学類選択・研究室選択に生かせるよう運用を改善していくとともに、専門科目への効果的な橋渡しと卒業研究への接続といった連続性を点検・改善する。（❶）	・食産業学群においては、 (1)基盤科目で得た知識を専門基礎科目でさらに蓄積して専門への関心を高め、引き続いて専門科目へ展開して学びを深め、連続性をもって卒業研究の取り組みへと繋げた。		
	・基盤教育科目においては、 (1)遠隔授業科目について、教育効果の望める科目を継続するほか、一部科目においてオンデマンド授業を組み込み、遠隔授業の推進に向けて、全学的な働きかけを行う。（❸）	・基盤教育科目においては、 「グローバルビジネス」において両キャンパスで遠隔授業を実施し、部局専任教員の専門分野を超え、知識提供の幅を広げた科目提供を行った。また昨年度同様、「福祉入門」において太白キャンパスから大和キャンパスへの遠隔講義、「人口学概論」においてオンデマンド授業を実施し、昨年同様、教育効果を高める措置を取りつつ遠隔授業を実施した（上欄再掲）。 また、リメディアル科目（数学、化学、生物、物理、統計）について、新入生向けの入学前教育及び在校生向け学び直しを目的として、e-ラーニングを導入し、学びのサポートを強化した。		
	・ラーニングコモンズにおいて、定着・充実を見つつある学生運用体制につき、引き続き更なる定着及び発展を図っていく。学習支援プログラムについても、必要と判断される教員主導プログラムを実施する一方で、学生主体プログラムをより充実させるべくSA企画の実施についてサポートを行っていく。また、学生運用及び学習プログラムの実施についてキャンパス間連携のあり方を強化する。（❹）	・学生運用体制については、大和・太白両キャンパスでそれぞれ20名台後半の学生の参画を得て、今年度も継続的な運用をおこなった。特に太白キャンパスでは、キャンパス内全コモンズを視野に置いたスタッフ教育も行われ、キャンパス内コモンズ間連携に向けた動きを開始した。 ・学習支援プログラムについては、例年の初年度学生を対象とした年度開始当初の各種相談会（履修登録・学生生活・学群の学びの紹介等）を継続実施したほか、キャンパスの学びに応じた教員主導・学生スタッフ主導企画を、大和キャンパスで11種(実施29回。不定期実施の定例企画を除く)、太白キャンパスで8種（実施27回）提供し（初年度各種相談会・不定期開催企画を含む）、特に、太白キャンパスでは昨年度同様、東北農政局や県内企業などの学外組織との連携企画を開催した。また、大和キャンパスではパソコンサポート企画のWeb予約制と常駐制の併用（上記実施回数に含まず）、太白キャンパスではデジタルツールを用いた学生要望の聴取（上記実施回数に含まず）など、既存企画の実施について新たな方法を試行した。（❹）		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　9

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標　　イ 学士課程

高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと、人間性豊かで、グローバルな視点を備えた、Society 5.0の実現や、地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準を用いて、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IR（Institutional Research）の導入を進める。

基盤教育においては、自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては、基盤教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。
また、アクティブ・ラーニング等により、実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の勉学意欲や理解度の向上につながる、最も効果的な教育方法を工夫する。

大学教育のデジタル化を推進し、遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに、大学間の連携をより一層推進する。また、対面による活動がもたらす教育効果を再確認し、その効果的活用を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(2)教育の内容等　イ学士課程

❶学生の多様な学修ニーズに応えるために、国際社会や地域社会、科学技術、情報通信の動向及び新たな社会課題を踏まえ、かつ本学の強みや特色を生かした実践的な教育プログラム（正課外のプログラムを含む）を各学群やラーニングコモンズ、デザイン研究棟等で展開し、地域や世界においてイノベーションをデザインできる人材を育成する。❷また、意欲と能力にあふれた学生を対象に、起業家精神（アントレプレナーシップ）の育成や大学院課程との接続性を考慮した専門性を深める学修機会の提供を図る。❸情報通信ネットワークを介した遠隔授業等を活用し、地域や産業界、他大学・研究機関等との連携による効果的な教育プログラムを展開する。【9】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・全学基盤教育においては、引き続き、国際社会の動向や科学技術、情報通信技術の動向を学ぶための科目及びアントレプレナー育成のための科目を開講し、地域・社会・世界における課題解決に資する知見を学修できる機会の提供を図るとともに、カリキュラムの改編を見据えた検討作業に着手する。また、2年次以降のコミュニティ・プランナー科目群においては、新たに制作したテキストを用いて新カリキュラム下における各科目の講義内容の改善と体系化を進める。（❶❷）	・基盤教育においては、 国際社会の動向に関わる科目として、「学外研修」においてグアムをフィールドにリアル・アジアを実施したほか、「国際関係論」「国際日本学」を、国際社会の動向を学ぶ科目として提供した。また、「全学自由ゼミ」及び「日本事情Ⅰ」をフィンランドからの交換留学生への提供科目とし、本学在学生との授業内外における交流の機会を設けた。 情報通信技術の動向については、前期「コンピューターリテラシー」において基礎的素養を身につけ、後期「情報化社会と技術」において技術定着を導入的に実践する科目展開をおこなった。 アントレプレナーの育成については、「アントレプレナー基礎」において最前線で活躍している起業家を外部講師として積極的に招聘し、より実践的な教育プログラムを提供した。 コミュニティ・プランナー科目群においては、引き続き、新テキストを用いた講義内容の改善を継続するとともに、新カリキュラム下における科目群のあり方を検討した。	Ⅲ		
	・数理・データサイエンス・AI教育プログラムが認可されたことに伴い、関連科目のより一層の充実を図るため、自己点検、関係者との情報共有を行い、正課外プログラムの検討や改善点等の洗い出しを行う。（❶）	・文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」への認可を踏まえ、担当教員間での自己点検を実施しつつ、教科書の改選を行ったほか、将来構想における新カリキュラムにおけるプログラム対応について検討した。			

	・看護学群においては、 (1) 国内外の地域社会で必要とされる人材を育成するため、海外研修や海外で活動する機会を広く周知し、学生が参加しやすい環境を整備するとともに、地域の課題を解決する能力を育成する教育プログラム（正課外プログラム）の検討を行う。（❶） (2)学際的探求力を向上させるため、低学年からの卒業研究発表会への参加や、研究について学ぶ機会の設定、大学院修了者との交流機会の設定により、大学院課程への接続を意識したキャリア支援を実施する。（❷） (3) 専門科目を学ぶことへの意欲・関心を高めることを目指し、情報通信ネットワークを活用して、医療・看護の最先端の知識・技術を有する講師を迎え、高度な看護実践力獲得に資する教育プログラムを検討する。（❸）	・看護学群においては、 (1)海外での演習を受講しやすいよう、多学年が参加可能な日程での調整を行った結果、受講希望者の増加が認められた。また、日本にいながら海外で働く日本人看護師や海外の医療者と交流できるプログラムへの参加を周知したことにより、国際的視点を踏まえた地域課題への関心を高めることにつながった。 (2)卒業研究発表会のプログラム完成後、1～3年生に対して参加を促す周知を行い、研究活動に触れる機会を提供した。また、1・3年生を対象に大学院についての説明を行い、大学院での学びや研究の位置づけについて学ぶ機会を提供し、大学院進学を含む多様なキャリアの選択を考える機会を設定した。 (3)専門科目への意欲・関心の向上を目的とした教育プログラムについては、対面による実学教育プログラムを実施し、医療・看護の実践に触れる機会を提供した。一方で、情報通信ネットワークを活用した外部講師の招聘によるプログラムの実施には至らなかったが、今後の導入に向けた検討課題として位置づけた。		
	・事業構想学群においては、 (1)新たな社会課題と学生の多様なニーズを踏まえ、地域や自治体、企業等とともに課題解決を目指した実践的教育の更なる高度化を目指した教育プログラムを編成する。（❶） (2)第3期中期計画で設定したイノベーションデザインの更なる発展に向けて、多様な人材との交流を可能とするデザイン思考を通した学びの場として、イノベーション特別演習科目の教育プログラムを実施する。加えて、起業家精神の育成に向けたカリキュラムの検討を行う。（❷） (3)入学前の段階（中学生、高校生）から、卒業以降（リカレント教育）までを一貫した学びのライフサイクルとして捉え、学び続けることを可能とする学修支援の在り方を検討・実施するとともに、学修支援のための遠隔授業システムや先端技術を活用した具体的な教授法の構築を進める。（❸）	・事業構想学群においては、 (1)実践的教育の更なる高度化を目指した教育プログラムとして、新たな社会課題と学生の多様なニーズを踏まえた講義科目「事業構想特別講義」を実施した。 (2)イノベーションデザインの更なる発展に向けて、「イノベーション特別演習Ⅰ・Ⅱ」を実施することで、多様な人材との交流を可能とする学びの場を提供した。また、今後の大学改革を見据えて、1年次配当科目「アントレプレナーシップ基礎」を基盤とした起業家精神の育成に向けたカリキュラム検討を行った。 (3)学び続けることを可能とする学修支援の在り方を検討し、試行的に総合型選抜合格者を対象とした「入学前教育」、社会人を対象とした「リカレント教育」を実施した。また、科目内容に応じて対面・オンライン・オンデマンド教育を併用した講義を行い、それらを併用した教授法の構築を進めた。		
	・食産業学群においては、 (1)新カリキュラムの完成年度となり卒業研究が展開される。新カリキュラムではコース制から柔軟な科目選択が可能な履修モデルとしたため、学生ごとに卒業研究の取組までの修得科目が多様となることが予想される。そのため、学生の修得知識・技術に応じた適切な研究指導に努め、卒業研究論文の完成に導く。（❶） (2)意欲と関心のある学生の学びを加速するため、引き続き正課内外の学習機会あるいはコモンズ等において、食産業に関する企業や政府、自治体、研究機関で活躍している講師を招き、社会のニーズや課題に対するアプローチなどをテーマとした授業等を行い、より現実的な課題性に富む学習機会を提供し、起業や大学院での研究のためのアイデアを創出できる人材の育成を図る。（❶❷❸） (3)県内の食産業に携わる社会人向けの「人材育成プログラム」を開講し、技術の伝承、新事業の創出、経営の承継ができる中核人材の育成を目指す。（❶❷）	・食産業学群においては、 (1)4年間の学びの集大成としての卒業研究を遂行するため、それまでの学生の修得知識・技術に応じた適切な研究指導を行い、卒業研究論文の完成と卒業研究発表へ導いた。 (2)ディスカバリーコモンズでは、企業とのコラボ企画を開催し、講話やグループディスカッションを行って、食と防災に対する理解を深めた。また、東北農政局とのコラボレーションでは地元食材を使った調理、試食を通して地元食材への理解と地産地消への意識付けを行った。 (3)食産業に携わる社会人向けの「地域食産業中核人材育成プログラム」を宮城県から受託し、開講した。多彩な講師陣による講義とグループワークを対面とオンラインの併用で実施し、講義はオンデマンドでも提供した。		
	情報通信ネットワークを介した遠隔授業等を活用し、地域や産業界、他大学・研究機関等との連携を意識した、教育プログラムを企画検討する。（❸）	・将来構想に向け、科目特性に応じて、講義内容に適した講師の配置、対面と遠隔を併用した教育プログラムについて検討を行った。 ・県立広島大学との連携講義にて、遠隔講義を活用することで学生への負担を抑え、効果的な教育プログラムを展開した。 ・年度始めに自然災害時等の講義運用を想定し、遠隔講義切替準備を科目毎に行っていたため、予期せぬ害獣対応の際、円滑な遠隔授業の切替を円滑に行えた。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　10

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標　　ロ 大学院課程

地域の高度人材養成機関として、先端的な専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また、大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え、地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IRの導入を進める。

学士課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより、リカレント教育など、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。

また、高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上、地域貢献の視点を踏まえて、効果的な教育方法を工夫する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(2)教育の内容等　ロ大学院課程

❶本学の理念及び各研究科の目的に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明確に定め、その実現のための体系的な教育課程を編成・実施する。❷また、学位論文審査基準を公表し、透明性・公平性のある学位論文審査のための体制強化を進める。【10】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（10～12）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・看護学研究科においては、 (1)博士前期課程については、認可された「在宅看護専門看護師養成コース」を滞りなく進め、評価・点検する。また、分野や領域の括りをなくした教育・研究指導体制の目的と方法について履修ガイド等を通じて学生に周知し、履修・学修の円滑な実施に向けた対策を立案・実施する。博士後期課程については、昨年度より開始された新教育課程の継続的な実施と評価を行う。博士前期課程・後期課程ともに、新たなDPとCPに対する学修到達状況を確認する。（❶） (2)時代の変化に対応できる高度な看護人材の育成に向けた広報活動を継続する。具体的には、対面による入試相談会の開催や丁寧で幅広い情報発信媒体となるホームページの改編など、本学の人的資源やウェブサイトをより効果的に活用することで、社会人も含めた全体的な志願者数の確保を目指す。また、学群生に対してストレート進学の意義と方法を周知し、入学希望者の増加を図る。（❶）	・看護学研究科においては、 (1)博士前期課程・後期課程ともに、新たなDPとCPに対する学修状況を確認した。博士前期課程においては、今年度から分野や領域の括りをなくした教育・研究指導体制を開始するにあたり、新体制の目的と方法について履修ガイドやオリエンテーションで学生に周知するとともに、教員にも学生の履修指導上の注意点を教授会等で伝え、履修・学修の円滑な実施に向けた対策を立案・実施した。令和7年度開始した「在宅看護専門看護師養成コース」は履修者がおらず、次年度に向けた準備を進めた。博士後期課程においては、一昨年度より開始された新教育課程を継続して実施した。 (2)高度な看護人材育成を目指し、看護学研究科の広報活動を積極的に進めた。具体的には、ホームページの全面的な改編、パンフレット等の情報媒体の作成と配布・配信、対面での入試相談会と体験授業の開催などを実施した。また、ストレート進学を含む学群生の入学希望者の増加を目指し、1年生と3年生を対象にキャリアガイダンスを実施し、大学院進学の意義と方法を周知した。	Ⅲ						

	・事業構想学研究科においては、 (1)博士前期課程については、改正した履修規程、要綱及び科目配置を評価・点検する。また、履修ガイド等を通じて学生に周知し、学修の円滑な実施に向けた対策を実施する。博士後期課程においては、引き続き科目配置等を中心にカリキュラム編成を検討する。（❶） (2)引き続き事業構想学研究科における新たな価値創出について検討を行い、大学院で学修する魅力について情報発信し、入学者の確保に努める。博士前期課程・後期課程ともに、新たなDPとCPに対する学修状況を確認する。（❶）	・事業構想学研究科においては、 (1)博士前期課程については、改正した履修規程、要綱及び科目配置を評価・点検した。また、履修ガイド等を通じて学生に周知し、学修の円滑な実施に向けた対策を実施した。博士後期課程においては、科目配置等を中心にカリキュラム編成を検討し、研究指導科目の専門領域名の変更等の改定を行った。 (2)事業構想学研究科における新たな価値創出について検討を行い、大学院で学修する魅力について情報発信し、入学者の確保に努めた。博士前期課程・後期課程ともに、新たなDPとCPに対する学修状況を確認した。		
	・食産業学研究科においては、 （1）引き続き博士前期課程の振り返りとともに教員の配置を考慮して、専門科目の領域、分野、科目の配置等の見直しを進める。また、食産業学研究科博士後期課程においては、引き続き授業内容等の見直しを中心にカリキュラム編成を進める。（❶） （2）引き続き科学技術の進展、新たな社会課題に対応できる人材の育成について検討するとともに、多様なバックグラウンドを持つ研究科の学生に対してきめ細かなガイダンスを行い、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに合致した教育を効率的に行うよう努める。（❶）	・食産業学研究科においては (1)博士前期課程について、これまでの教育内容や修了状況の振り返りを行い、教員の専門分野や配置を踏まえながら、講義科目の充実を図るため、専門科目の領域・分野・科目配置等の見直しを行い、学則、履修規程の一部改正を行った。また、博士後期課程については、授業内容の点検を行い、研究指導との連動を意識しながら、授業科目の編成を行った。 (2)科学技術の進展や新たな社会課題に対応できる人材育成を意識し、教育内容や指導体制について継続的に検討を行った。あわせて、多様なバックグラウンドを持つ学生に対して、ガイダンス等を通じてきめ細かな指導を行い、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに沿った教育の実施に努めた。		
	・見直しを行ったDP、CPに基づき、各研究科においてカリキュラムマップ、科目ナンバリング、履修モデル、シラバスの点検と修正を行う。（❶） ・新たに策定した大学院履修規程と各研究科の教育関連規程に基づき、適切に教育が行われているかを点検し、不具合がある場合は各研究科やカリキュラムセンターで適宜規程の見直しと修正を行う。（❶）	・全研究科で、見直し後のDP・CPが達成できる実効的な教育内容と方法となるよう、カリキュラムマップ、科目ナンバリング、履修モデル及び各科目のシラバスについて点検を行い、研究科毎カリキュラムマップとカリキュラムツリー等の改善や新たな策定を行った。 ・新たな大学院履修規程等に基づいた教育が行われるよう、研究指導計画書の作成等の周知や運用上の課題や改善点について検討を行い、関係部署と連携しながら、教授会等で情報共有を行った。		
	・学位論文審査基準及び審査スケジュールをウェブサイト、履修ガイド等で公表し、透明性・公平性を維持した学位論文審査を継続的に実施する。（❷）	・全研究科で、学位論文審査の透明性・公平性を担保するため、学位論文審査実施審査と発表会のスケジュールをウェブサイトと履修ガイドにて、日時と内容・方法をMicrosoft Teamsとメール等にて、それぞれ公表・周知し、これらの基準及びスケジュールに基づき、学位論文審査を適切に実施し、透明性及び公平性を確保した学位論文審査を継続的に行った。		
	・各研究科において、学位論文審査報告書に従い、学位論文審査基準の各項目を評価軸とした厳格な学位論文審査を行う。また、学位論文指導研究計画書に基づき、論文指導を実施する。（❷）	・全研究科で、4月末に学位論文指導研究計画書を研究指導教員と学生とで作成し、研究の進捗状況や内容を確認しながら、計画的かつ継続的に論文指導を行った。 また、学位論文審査報告書に基づき、学位論文審査基準に示された各評価項目を評価軸として、厳格な学位論文審査を実施した。特に看護研究科では、学位論文審査の内容及び方法の厳格性の向上を目指し、「研究計画書の倫理審査及び教授会報告までのプロセスに関する申合せ」と「博士後期課程における学位論文審査に関する申合せ」の改訂、「論文博士審査内規」の策定、事業構想学研究科では「学位論文審査要綱」の改定を行った。		
	・各年次の学位論文審査プロセスを履修ガイドやウェブサイト等において明確に示し、学生への周知を徹底する。その上で、適切な審査を継続的に実施する。（❷）	・全研究科で各年次における学位論文審査プロセスについて、履修ガイド及びウェブサイト等を通じて明確に示し、学生への周知を行った。あわせて、これらの内容に基づき、学位論文審査を適切に実施し、円滑かつ継続的な審査の実施に努めた。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　11

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標　　ロ 大学院課程

地域の高度人材養成機関として、先端的な専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また、大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え、地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IRの導入を進める。

学士課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより、リカレント教育など、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。

また、高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上、地域貢献の視点を踏まえて、効果的な教育方法を工夫する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(2)教育の内容等　ロ大学院課程

❶教育内容や学修成果の評価・可視化の方法をアセスメントプランとして定めるとともに、❷教学IRの導入を進め、それらに基づく点検・評価と教育内容の改善を着実に進める。【11】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・「宮城大学教学アセスメントプラン」に則り、関係センター、学群及び研究科等が連携してアセスメントを実施し、その結果を踏まえて学修成果の向上を目指した検証並びにその改善方法を検討する。（❶）	・「宮城大学教学アセスメントプラン」に基づき、関係センター、学群及び研究科によるアセスメントを実施し、その結果を共有した。これにより、教育内容や教育方法の改善に向けた具体的な検討につなげることができた。また、学修成果のプロセスと客観的評価の可視化について継続的に検討し、試案を作成し、次年度試行に向けて準備した。	Ⅲ		
	・教学IRに関する試作レポートの改善を図り、毎年発行する年次レポートの雛形を完成させ、実際に年次レポートを発行する。また、教務・入試・キャリアに関するデータに基づき、新たな指標の開発を検討する。 ・引き続き、データ共有や分析のための仕組み構築に取り組むとともに、データ分析に係る課題の把握や検証等も進め、情報戦略推進基本計画や情報戦略推進に係るデータ取扱要綱の見直しを検討していく。（No.7の再掲）（❷）	・最新データ及び新たに開発した指標を追加してデータベースを更新し、これに基づいて2017年度入学生以降の約310名を対象とした学修状況等の年次レポート（Microsoft Power BI）を作成・発行した。また、コラボレーションツール（Microsoft Teams）を活用し、部局等の教職員が当該レポートを閲覧・共有・活用できる環境を整備した。 ・部局等が情報戦略推進室保有データを用いた分析に取り組める仕組みを構築した。 ・他大学における教学IRの取組状況を調査し、本学の教学IRに関する課題把握と体制の点検を進めた。（No.7の再掲）			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　12

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標　　ロ 大学院課程

地域の高度人材養成機関として、先端的な専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また、大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え、地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IRの導入を進める。

学士課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより、リカレント教育など、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。

また、高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上、地域貢献の視点を踏まえて、効果的な教育方法を工夫する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(2)教育の内容等　ロ大学院課程

❶大学院の魅力を更に高めるため、将来の国際社会や地域社会、科学技術の進展、情報表現技術の動向及び新たな社会課題を見据えた高度な実学教育の実現に向けた大学院教育の再構築を行う。❷また、社会人のリカレント教育の充実に向けた教育プログラムを展開する。【12】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・看護学研究科においては、地域医療・地域ケアの推進に貢献できる看護人材育成に向けて実施する、博士前期課程の「在宅看護専門看護師養成コース」を滞りなく進める。また、分野や領域の括りをなくした新たな教育・研究指導体制を実施、評価する。博士後期課程については、昨年度より開始された新教育課程の継続的な実施と評価を行う。博士前期課程・後期課程ともに、新たなDPとCPに対する学修到達状況を確認する。大学院修学中から国内外の学会発表などの学究活動への参加を促し、国際性や学際性の涵養と大学院教育の充実を図る。（❶❷）	・看護学研究科においては、 博士前期課程においては、地域医療・地域ケアの推進に貢献できる看護人材育成に向け、令和7年度開始した「在宅看護専門看護師養成コース」には履修者がおらず、次年度に向け検討を始めた。また、「精神看護専門看護師養成コース」の新設に向けて申請準備を開始した。令和7年度から始めた分野や領域の括りをなくした教育・研究指導体制を着実に実施するため、学生に対して履修ガイドやオリエンテーション等で周知するとともに、教員にも学生の履修指導上の注意点を教授会等で周知した。博士後期課程においては、令和6年度新教育課程を継続して滞りなく進めた。また、博士前期課程・後期課程ともに、今年度より増額された研究科学生の研究支援費を活用して国内外の学会発表や学術集会への参加、フィールドワーク等の学究活動が活発化し、国際性や学際性の涵養と大学院教育の充実が図られた。	Ⅲ		
	・事業構想学研究科においては、 (1)地域社会・科学技術（DX・生成AI等）の最新動向を踏まえ、実学教育の充実化に向けた教育プログラム構築を進めるとともに、それに対応した教育環境の整備を進める。（❶） (2)大学院プログラム高度化を目指して、DDX等のリカレント教育の充実化を図るとともに、各領域特別講義及び新設科目「事業構想学特別講義」との相互連携と整合性を高めた教育プログラムを実施する。（❶❷）	・事業構想学研究科においては、 (1)地域社会・科学技術（DX・生成AI等）の最新動向を踏まえ、実学教育の充実化に向けた教育プログラム構築を進めた。また、それに対応した教育環境の整備を進めた。 (2)大学院プログラム高度化を目指して、宮城県から受託したDownstreamから学ぶDX（DDX）等のリカレント教育の充実化を図るとともに、各領域特別講義及び新設科目「事業構想学特別講義」との相互連携と整合性を高めた教育プログラムを実施した。			

	・食産業学研究科においては、 (1)引き続き計画的に老朽化した大型実験機器の更新と先端機器の導入、利用環境の整備により教育研究環境の向上を進める。第4期中期計画期間における教育・研究の展開を見据えた更新計画の策定を進める。引き続き、先端機器利用のためのトレーニング等を積極的に行い、研究科学生への最新技術の定着に努める。また、社会人のリカレント教育の提供方法についても引き続き検討を進める。（❶❷） (2)持続可能な食産業に向けて、各研究・教育分野を点検し、今後充実の必要がある科目、研究分野等の検討を行う。（❶❷）	・食産業学研究科においては、 (1)老朽化した大型実験機器の更新及び先端機器の導入について計画的に検討・実施を進めるとともに、教育研究活動における利用環境の整備に向けて取り組んだ。また、第4期中期計画期間における教育・研究の展開を見据え、機器更新の方向性や優先順位について検討を行った。あわせて、導入・更新した先端機器の円滑な活用を目的として、教員及び学生を対象としたトレーニング等を実施し、大学院生への最新技術の定着に努めた。さらに、社会人を対象としたリカレント教育を実施した。 (2)持続可能な食産業の実現に向けて、研究科内の各研究・教育分野について点検を行い、教育内容や研究テーマの現状把握を進めた。その上で、今後さらに充実が必要と考えられる科目や研究分野について検討を行い、教育・研究体制の改善に向けた基礎的な整理を行った。		
	・リカレント教育の充実に向け、情報通信ネットワークの利用による遠隔授業、遠隔研究指導の積極的な活用を図るとともに、履修学生の状況を踏まえて対面方式と遠隔方式を効果的に組み合わせた授業展開を進める。（❷）	・全研究科にて、リカレント教育の充実に向け、社会人学生の就業状況等を踏まえた対面方式と遠隔方式を組み合わせた授業運営の実施及び検討を行った。また、看護学研究科においては、遠隔看護プログラムや新人看護師指導プログラム、看護研究指導プログラムを継続的に実施し、地域に開かれたリカレント教育を実施した。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　13

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標　　イ 教育研究組織

基盤教育、各学群及び各研究科の教育課程や学生数に対応した教員組織を編成する。また、国際交流や地域連携の推進など、教育の支援や産学連携活動の強化に必要な体制を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(3)教育の実施体制等　イ教育研究組織

❶学群・研究科や各委員会・センターなどの教育研究組織が、本学の理念・目的に適合した組織体制となっているかを不断に検証するとともに、教育研究の動向、社会的要請などの本学を取り巻く教育研究環境等に適応したものになるよう改善を図る。【13】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（13）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・大学の理念・目的に適合した組織体制となっているかの検証を踏まえ、学内の横断的な組織である各委員会や全学センター、教育推進センター等の教育研究組織の在り方について、必要に応じて見直しを行う。（❶）	・大学における学群改革を推進するため、今年度より大学改革室を設置し、宮城大学改革推進本部の事務局として、全学的な学群改革推進における各種調整を図っている。 ・大学改革本部会議の下に新学群設置構想検討部会を設置し、学士課程改革に係る全体構想資料について、改革の全体像を明確に理解できるよう精度を高めた。	Ⅲ						

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　14

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標　　ロ 教員・教員組織

授業科目の内容に応じた教育研究業績、実務経験等を有する優れた教員を、年齢、性別、国際性等のバランスに配慮しながら、採用・配置する。

また、教育活動の質の向上を図るため、教員評価、学生による授業評価やFD（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに、学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど、教員の教育能力向上を推進する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(3)教育の実施体制等　ロ教員・教員組織

❶本学が求める教員像や各学群・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示した上で、教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置する。❷教員の募集、採用、昇任等に当たっては、これらの基準及び手続きを明確にした上で、年齢、性別、国際性等のバランスにも配慮し、公募により選考する。❸また、学系組織の実質化を進め、教育研究の活性化を図る。【14】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（14～16）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・各学群・研究科において策定する教員組織の編成方針等を踏まえ、教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置する。（❶）	・各学群、研究科で策定した編成方針等を踏まえ、専任教員の配置を行った上で、科目担当の充足が困難で、教育の質保証の観点から必要と認められる場合には、特任教員や非常勤講師を配置するなど、科目担当教員の配置に関する指針を定め、適正な配置を行った。	Ⅲ						
	・教員の採用に当たっては、人事計画書の中で将来構想との整合性や求める教員像に照らし、原則として公募により選考を行う。（❷）	・将来構想との整合性や求める教員像を明確に記載した人事計画書を作成し、理事会に諮った上で公募を実施した。応募者の選考は、学群における第一次選考、教員人事委員会における第二次選考を経て採用予定者を決定し、理事会で承認を得た上で採用を決定した。							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　15

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標　　ロ 教員・教員組織

授業科目の内容に応じた教育研究業績、実務経験等を有する優れた教員を、年齢、性別、国際性等のバランスに配慮しながら、採用・配置する。

また、教育活動の質の向上を図るため、教員評価、学生による授業評価やFD（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに、学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど、教員の教育能力向上を推進する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(3)教育の実施体制等　ロ教員・教員組織

❶専任教員の教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の各活動の目標設定を支援し、その成果を多面的に点検・評価することによって活動の改善と自己研鑽を促すとともに、大学全体の質の向上と高度化に資するため、教員評価を行う。❷また、教員の年俸制の導入について、引き続き検討する。【15】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・教員評価の円滑な実施を図るとともに、教員評価制度検討委員会による点検を通じて、必要に応じて改善を行う。（❶）	・教員評価要綱に基づき評価を実施するとともに、教員評価制度検討委員会において、各教員からの個別意見等も含め、改善に向けた視点による評価基準の見直し等の検討を行った。	Ⅲ		
	・教員の年俸制の導入について、他大学等の情報を収集するなど、引き続き検討していく。（❷）	・他大学の給与制度について情報収集を図るなど、慎重に検討を継続した。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　16

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標　　ロ 教員・教員組織

授業科目の内容に応じた教育研究業績、実務経験等を有する優れた教員を、年齢、性別、国際性等のバランスに配慮しながら、採用・配置する。

また、教育活動の質の向上を図るため、教員評価、学生による授業評価やFD（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに、学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど、教員の教育能力向上を推進する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(3)教育の実施体制等　ロ教員・教員組織

❶本学が目指す教育を提供するために望ましい教員像を明確にするとともに、❷その育成及び自己研鑽の機会として、組織的かつ体系的にファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントを実施する。【16】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・策定した「望ましい教員像・職員像及び教員組織の編成方針」をウェブサイト等による周知を継続しつつ、引き続きその実態を点検・評価し、教職員の能力向上のための課題を明確にしてFD/SDを強化する。（❶）	・「宮城大学が求める教員像」で掲げる「自発的な研究活動」や「社会貢献」の項目については、教員評価を通じて実態を点検及び評価を行った。また大学が求める教職員像に向けた教職員の資質向上を図るため、全学SDとして「大学におけるハラスメント問題の理解と対応」を、全学FDとして「発達障害の理解と支援方法及び合理的配慮」を実施した。 ・カリキュラムセンター、教育推進センター担当部局、事務局が連携し運営体制を整備したことにより、教職員の能力向上に向けた課題の共通認識を持ちながら参加できるFD・SDのテーマを明確に設定できた。教育の質向上に向けたFD・SDの実施体制の強化により、今年度は教職員100％の参加が得られ、教職員間の関する共通理解が図られた。	Ⅳ		
	・教職員の能力育成及び自己研鑽のための階層化レベルでの体系的なFD・SD企画を促進する。また、ニューノーマルな高等教育の実現を目指し、FDとSDの有機的関連付けの観点を重視しつつも、教員・職員の専門性に配慮した能力向上に資する企画立案を促進する。テーマに応じて、教職員の主体的な参加を促し、その成果及び評価は、体系的に取りまとめる。（❷）	・今年度は、教職員の能力育成及び自己研鑽を目的として、ハラスメント防止ならびに発達障害のある学生への対応をテーマとしたSD及びFDを実施した。FDとSDを有機的に関連付ける観点から、教員・職員が共通の課題認識を持ちながら参加できる内容とし、ニューノーマルな高等教育の実現に求められる、多様な学生に対応する教育・支援体制の構築に資する企画とすることができた。対面での実施後、オンデマンド配信を行い、教職員100％の参加を得た。さらに、ミドルFD・SDは13件、ミクロFD・SDは12件実施され、これらの成果及び評価は、教育の質向上に資する知見として整理するとともに、FD・SDの体系化および今後の研修内容の高度化と改善に向け取りまとめを行った。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　17

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標　　イ 学修・生活支援

学生が自己の学修成果を的確に把握することにより、更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに、健康で充実した学生生活を安心できる環境で送ることができるよう、相談体制の強化、健康管理や課外活動の支援を行う。さらに、経済的に安定した環境で学修できるよう、負担軽減制度の適切な運用に努める。

また、多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて、社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や、大学のグローバル化が図られるよう、地域や産業界とも連携しながら、社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど、学びやすい環境と支援体制を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(4)学生への支援　イ学修・生活支援

❶学生が安心して学生生活を過ごし、学修や課外活動に励むことができるよう、学修支援方針等に基づいて、適切な学修支援、生活支援を行っていく。❷特に学修困難学生については早期発見に努め、適切な対応を行う。【17】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（17～19）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・ALCS学修行動比較調査の回答について、回収率の水準を維持するとともに、結果について様々な角度から分析を行う。また、調査結果を学外ウェブサイトで公表し、学生へフィードバックを行う。（❶）	・教員と事務局の連携による呼びかけや回答依頼メールの自動送信化を行い、令和7年度の回収率は84%と回答率は昨年度から向上した。なお、同調査の他大学の回答率と比べても高い水準である。結果については、各学群、事務局で分析を行った。	Ⅲ						
	・サークル活動等、正課外活動を活発化するよう、大和キャンパス学生会の活動再開に向けた相談対応やGiving Campaignの開催、キャンパス間シャトルバス（仮称）の運行、でるコン2025の開催等、適切な支援を行う。（❶）	【事務局】 ・学生団体の知名度向上や連帯感の強化、資金調達を目的として「Giving Campaign 2025」を開催し昨年度（4団体）よりも多い13団体が参加した。3,161名からの支援票に加えて、企業協賛金・個人寄附金合計446,000円を獲得した。また、両キャンパスの学生団体による活動を通じて学生間交流を促進するため、7月よりキャンパス間シャトルバスの運行を開始した。さらに、長野県立大学で開催された「LINKtopos2025」に4名（うち2名は運営に参画）の学生を派遣したほか、「でるコン2025」を開催し、21チーム137名の学生が参加するなど、学生の主体的な活動を支援した。							
	・新入生が安心して学生生活を過ごせるよう、仲間作りと宮城大学生としてのアイデンティティ形成のため、新入生交流事業（コンボケーションデイ）を実施する。（❶）	【全学】 ・4月18日大和キャンパスにおいて、新入生全員を対象に「春のコンボケーションデイ」を実施した。学群混成のグループを組み、パラスポーツであるブラインドサッカーの体験プログラムや選手の講演、白杖体験などを通じて、多様な背景をもつ他者理解について学び、学群の垣根を超えた交流の機会となった。							
	・学修困難学生に対して、カウンセラーや保健指導員、各学群スチューデントサービスセンター・ワーキンググループ（看護学群では学生ワーキンググループ）・事務局が情報を共有し、関係者と連携しながら適切な支援を提供する。（❷）	【全学】 ・新入生「心身の健康に関するアンケート」や2年生以上「ストレスに関するセルフチェック」などに基づくハイリスク学生の把握を行い、関係者が協力して適切な支援を提供した。 ・1年生については、基盤教育の必修科目において欠席が嵩んだ学生を各学群SSCワーキンググループに報告し、状況を確認するなど早めの対処を行った。 ・2キャンパスのカウンセラー、保健指導員、担当教員、担当事務員が集まり、学生対応の個別事例について共有できる範囲で情報共有や検証、改善を議論するケースカンファレンスを実施した。 【看護】 ・学生ワーキンググループの各学年支援チームは、科目担当教員らと連携して学生生活支援の充実に努めた。 ・学修困難な学生に対して、各学年支援チームの教員が中心となり、カウンセラーや保健指導員、事務局と情報共有を密に行い、学生ワーキンググループを通じて必要な支援を継続的に実施した。 【事業】 ・学修困難な学生に対して、学生相談室、保健指導員、事務局と情報共有を密に行い、教務ワーキンググループを通じて必要な支援を継続的に実施した。 【食産】 ・学生の欠席状況を確認することで学修困難学生の把握に努めた。また、支援が必要な学生については、学生相談室、担任、学生委員、事務局等と情報共有を行い、適切な支援を提供した。							

	・学校感染症の状況を注視し、注意喚起等の必要な対応を行うほか、健康問題を抱える学生に対して、適切な支援を提供する。（❷）	【健康支援室】 ・大学WEBサイトのチャットボットにおける健康相談や欠席連絡によって学校感染症の状況を随時把握し、メール配信の「保健だより」で注意喚起を行った。 ・保健室において学生の健康診断結果を確認し必要に応じて個別指導を行った。 ・保健室や学生相談室の利用状況について月報を作成し、SSC会議や教育研究審議会で報告、現場レベルから全学レベルまで学生の心身の健康状況について情報共有を行った。		
	・組織のスリム化・最適化の2年目に当たり、各学群の科目担当教員やSSC関連WGと一層の連携を深め、基盤必修科目において欠席の多い学生、リメディアルが必要な学生及び授業への取組状況に問題のある学生を早期発見する体制強化を図る。（❷）	【看護】 ・基盤科目欠席回数が2回に達した学生について、学生ワーキンググループ長及び学年支援チームリーダーへ連絡が寄せられ、支援が必要な学生の早期発見と対応につなげることができた。 【事業】 ・基盤教育群、学生相談室と情報共有を密に行い、欠席の多い学生とリメディアルが必要な学生の早期発見に努めるとともに、学群ワーキンググループにおいても情報共有を継続した。 【食産】 ・基盤必修科目に加え、学群の専門必修科目でも欠席状況の把握に努め、気になる学生に対してはメールで注意喚起を行った。また、必要と思われる学生に対しては、担任や学生委員から面談やメールで状況を確認し、課題を抱える学生を早期発見する体制を構築した。 【基盤】 ・基盤必修科目において欠席が2回に達した学生については、今年度も各学群ワーキンググループへ迅速に情報提供を行った。必修科目に対象を絞った運用は4年目となり、体制として定着が進んだことで、昨年度よりも円滑に連携が図られるようになった。 ・学習状況診断テストでは、これまでと同様、理数分野のリメディアル教育科目への誘導を行った。今年度は学生への案内方法を工夫し、受講までの流れがより明確になるよう配慮した。英語科でも例年通り、成績不振学生へのフォローが行われた。また、テスト時に実施しているPC基本操作アンケートの結果は基盤情報科目の担当教員と共有し、授業運営の改善に向けて必要な点を適宜反映した。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　18

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標　　イ 学修・生活支援

学生が自己の学修成果を的確に把握することにより、更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに、健康で充実した学生生活を安心できる環境で送ることができるよう、相談体制の強化、健康管理や課外活動の支援を行う。さらに、経済的に安定した環境で学修できるよう、負担軽減制度の適切な運用に努める。

また、多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて、社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や、大学のグローバル化が図られるよう、地域や産業界とも連携しながら、社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど、学びやすい環境と支援体制を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(4)学生への支援　イ学修・生活支援

❶学生が心身の健康を維持・増進していけるよう適切な支援を行う。❷障害のある学生、外国人留学生、LGBTQ+など多様な学生の学修・学生生活について適切な支援を行う。❸特に障害のある学生については合理的配慮を行う。❹全学生を対象に、人々の多様性を受け入れる態度の醸成を図る。【18】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・生活習慣病予防やメンタルヘルス、禁煙教育等の健康教育のほか、感染症等の感染状況を踏まえた感染予防のための健康教育等を実施する。（❶）	【健康支援室】 ・年6回「保健だより」と年8回「学生相談室だより」をメール配信し、学生の状況やニーズに合わせ、心身の健康に関する情報提供や感染症予防の注意喚起を行った。	Ⅲ		
	・心身の不調、不安やストレスを抱える学生の早期把握に努め、セルフケアを促進できるような支援を提供する。（❶）	【看護】 ・教務ワーキンググループと連携したスタートアップセミナー担当教員による1年次学生への個別面談や学生相談室、事務局との連携による状況把握と支援を実施した。 【事業】 ・学生相談室、事務局と連携して、不安やストレスを感じている学生の支援を実施した。 【食産】 ・学生委員や担任を中心とし、欠席状況等から心身の不調、不安やストレスを抱える学生の早期発見に努めた。また、学生相談室や事務局とも情報を共有し、必要な学生に対しては連携して支援を提供した。 【健康支援室】 ・新入生対象「心身の健康に関するアンケート」や2年生以上対象「ストレスに関するセルフチェック」の結果に基づきハイリスク学生の把握を行い、必要に応じて面談や学群教員との連携などの支援を行った。			
	・休学者、退学者について原因の分析を行い対策を講じる。（❶、❷）	【看護】 ・適宜、学生相談室と連携し、個別面談を通して学生の状況を把握した。学生及び家族との話し合いの中で休学、退学の原因把握を行い、学生がより良い選択を行えるように支援した。 【事業】 ・個別に面談をして休学と退学の原因把握に努めた。退学の場合は本人だけでなく家族が納得するまで、学生相談室と連携して面談を実施した。 【食産】 ・休退学を希望する学生に対しては、担任もしくは学生委員が個別に面談をすることでその原因を把握、分析し、学生が納得してより良い選択ができるように努めた。また、今後対策が必要と思われる原因については、関係者で情報を共有し、対策案について検討した。			
	・障害のある学生やLGBTQ+の学生、社会人学生、外国人留学生など多様な学生の支援ニーズの把握に努め、支援体制について適宜修正を図り、適切な支援を行う。（❷）	【看護・事業・食産】 ・学生からの相談や実習担当教員及び学生相談室からの情報に基づき、合理的配慮を含む支援ニーズの把握や支援内容の見直しを行い、支援体制を整備するとともに、困難を感じている学生へ具体な支援を行った。			

	・障害のある学生等支援の必要な学生に対して適切な支援を行う。（❸）	【看護・事業・食産】 ・特性上、授業や実習において困難が生じる可能性の高い学生に対して、「合理的配慮の提供フロー」に基づき、必要な配慮が速やかに行われるよう学群内、相談室、事務局との調整を図り、決定した配慮内容を科目担当教員に周知、依頼することで適切な支援を行った。		
	・多様性を尊重する態度の醸成に向け、学生等に対して啓蒙活動を実施する。（❹）	【全学】 ・新入生対象のコンボケーションデイにおいて、パラスポーツであるブラインドサッカー体験プログラムの実施、外部講師を招いたDEIをテーマとした講演を行い、障がいを含む多様なバックグラウンドを持つ方々の理解と尊重を促す機会を設けた。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　19

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標　　イ 学修・生活支援

学生が自己の学修成果を的確に把握することにより、更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに、健康で充実した学生生活を安心できる環境で送ることができるよう、相談体制の強化、健康管理や課外活動の支援を行う。さらに、経済的に安定した環境で学修できるよう、負担軽減制度の適切な運用に努める。

また、多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて、社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や、大学のグローバル化が図られるよう、地域や産業界とも連携しながら、社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど、学びやすい環境と支援体制を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(4)学生への支援　イ学修・生活支援

❶国の修学支援制度や本学独自の授業料減免制度、各種奨学金制度の紹介など、経済的に問題を抱える学生への支援を行う。【19】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・令和7年度から実施が予定されている多子世帯無償化や前期博士課程を対象とした授業料後払い制度について、対象者に対してもれなく情報が周知されるよう、ウェブサイトやメール等の多様な手段で周知を図るとともに、修学支援制度の利用学生については、卒業まで支援が継続できるよう、学群と事務局が連携し、適切な支援を提供する。（❶）	【事務局】 ・修学支援制度や本学独自の授業料減免制度については、適時・適切な案内を行い、学生への支援を行ったほか、奨学金在学採用説明会を20回、ほかに個別説明を計102人に実施し、推薦から採用の手続をスピーディーに進めた。また、日本学生支援機構以外の奨学金も案内が届くとすぐに周知し、教員からの推薦を得て、12団体30名の採用を得た。個々の学生の事情をよく聞いて親身に対応し、奨学生の採用・継続につなげることができた。 【看護】 ・日本学生支援機構以外の奨学金に対しても、希望する学生と面談、推薦を行い、採用につながるよう事務局とともに支援した。 【事業】 ・日本学生支援機構から警告を受けた学生に対し、面談を行い奨学金が継続できるよう指導をした。その他の奨学金も事務局と連携して面談、推薦を行い、採用につながるよう支援した。 【食産】 ・日本学生支援機構奨学金の適格認定で警告等の認定を受けた学生に対しては、面談を行い、奨学金が継続されるように必要な指導をした。その他の奨学金についても、周知と受付を行い、学群内で選考や推薦が必要なものについては速やかに対応をした。	Ⅲ		
	・授業料の納付が遅れる傾向のある学生に対して、学群と事務局が連携し、個別面談等を通して経済状況、修学状況、アルバイト状況等を把握し、適切に対応する。（❶）	【看護】 ・事務局と連絡を密にして、学生、保護者への連絡、現状の把握、情報提供を図りながら授業料の納付実現につなげた。 【事業】 ・授業料の納付が遅れている学生について、事務局と連絡を密にして相談体制を強化し、自宅訪問等を行い、授業料の未納を防いだ。 【食産】 ・納付が遅れている学生について事務局と情報を共有し、個別面談等により経済状況等を確認した。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　20

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標　　ロ キャリア形成支援

希望する進路を実現するため、学生へのきめ細かな就職支援や進学指導を行う。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(4)学生への支援　ロキャリア形成支援

❶企業や自治体、医療機関等が求める人材や学生の価値観・就労観の多様化に対応し、学生自らが希望する進路において必要とされる資質や能力を意識し、主体的かつ自律して行動できるようなキャリア形成支援を実施する。❷また、学生の特性に合わせた個別支援も強化することで、不本意な就職等を削減する。❸地域の企業や医療機関等との連携を更に拡充し、関連する地域情報を提供するほか、卒業・修了者のＵターン支援や公務員試験対策などを充実させて県内定着を促進する。【20】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定	意見				
				評定実績（20～21）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・キャリア・インターンシップセンター（CIC）を中心に、担当教職員や関係部局で連携し、学生の就職活動や進路決定の状況を把握するとともに、企業や医療機関、行政機関等の情報を収集・共有し、キャリアとインターンシップの連動を図りながら、学生に対する効果的かつ効率的な情報提供を図る。（❶）	・CIC運営委員会を月１回開催したほか、ワーキンググループによるミーティングを看護学群及び事業構想学群は月１回、食産業学群は週１回開催し、学生の進路決定状況や企業等の動向を把握・共有するとともに、それらを講義やイベント、学内広報等の内容に反映することで、学生に対する的確な情報提供を行った。 ・企業等から収集した情報を学内サイトへ掲載するとともに、メールによる周知を行い、学生に迅速かつ効果的に情報提供を行った。	Ⅲ						
	・就職ガイダンスや合同業界研究セミナー等を開催し、学生が今後のキャリア形成を意識する機会や企業等と接することで理解を深める場を創出する。（❶）	・看護学群では、キャリアガイダンスを開催するとともに、実際に医療機関等で働く方を招聘し、学生が自らのキャリア形成を具体的に意識する契機を提供した。 ・事業構想学群・食産業学群では、企業等との連携による学内説明会を複数回開催し、業界や企業の特色を知る機会を提供した。 ・食産業学群では、「試食のできる業界研究会」を開催し、試食を通じて学生の興味・関心を喚起するとともに、企業のこだわりや商品価値を多角的に理解できる機会を提供した。 ・企業等を招聘した合同業界研究セミナーを開催し、大和会場（12月）149名、太白会場（11月）115名の参加学生に対して、企業に対する理解と交流を深める場を提供した。							
	・情報戦略推進室の取組と連携し、入学後の学びと卒業後の就労状況との関係について分析を行うなど、学生の支援や指導に関する効果・効率の向上に取り組む。（❶）	・学生の進路状況に関する情報を収集し、情報戦略推進室と共有するとともに、より詳細な分析に向けた基礎的データの整理を行った。							
	・学生に対してキャリア開発室の積極的な活用を促し、学生の個性や特性を活かした就職活動や進路選択を支援する。また、自己分析やエントリーシートの作成等、学生が自分の興味や強みを活かした就職活動を行うため必要となるスキルの習得を支援する。（❷）	・オリエンテーションやガイダンス、講義の機会等を活用し、キャリア開発室の利用を促すとともに、進路決定届の未提出者には個別に状況を聴取するなど、きめ細やかなフォローを行った。 ・民間企業のサービス等を活用したエントリーシートの添削指導や適性診断による自己分析支援、簿記対策講座を実施し、就職活動において必要となる自己理解やスキル習得を促進した。							
	・キャリタスUCの利用促進を図るとともに、学生の就職活動や進路決定の進捗を迅速かつ確実に把握し、学生の個別の状況やニーズに応じた支援を行う。（❷）	・講義や学内サイトにおいて就職支援システムであるキャリタスUCの利用を促すとともに、Microsoft Formsを活用した届出システムの運用を開始し、学生の就職活動状況を早期に把握するとともに、進路未決定の学生への支援を重点的に実施した。							
	・宮城県内の企業や医療機関、行政機関等と連携し、学生の就職活動に資する情報を収集・提供するとともに、学内説明会等、県内企業等との接点を創出し、県内就職率の向上を図る。（❸）	・宮城県や仙台市等の行政機関と連携し、公務員志望の学生を対象とした学内合同説明会や県内ＩＴ企業による公開講座を実施した。 ・県内企業と連携した学内合同説明会を開催するなど、学生が県内企業等と接する機会の創出を図った。							
	・国家資格試験や公務員試験に向けて、外部講師を活用した対策講座等を実施し、学生が希望する進路実現のために必要となる資格取得や試験合格を支援する。（❸）	・国家資格試験対策講座や模試を実施したほか、公務員ガイダンスや公務員試験対策講座、面接・論文の個別指導講座等を実施し、学生の試験合格に向けた取組みを支援した。							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　21

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標　　ロ キャリア形成支援

希望する進路を実現するため、学生へのきめ細かな就職支援や進学指導を行う。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第1教育研究　1教育　(4)学生への支援　ロキャリア形成支援

❶本学独自の実践的インターンシップなどを活用し、環境変化に柔軟に対応できる人間力の育成を図るとともに、❷地域社会の「価値創出」にも資する教育プログラムの更なる発展に向けて、企業や自治体、医療機関等との情報交換・連携の充実を図る。【21】

［指標］卒業生就職率（100％／年）
［指標］看護師国家試験新卒合格率（100％／年）
［指標］保健師国家試験新卒合格率（100％／年）（※【20】【21】を合わせたロ キャリア形成支援 全体の指標）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・インターンシップ科目での学修内容と連動した、本学学生のみを対象とした独自のインターンシッププログラムを企画し、学生の視野拡大や実務能力の向上を図る。（❶）	・食産業学群において、県内の企業や行政機関等と連携し、本学学生のための独自のインターンシッププログラムを企画・調整の上、学外研修として実施することで、座学で学んだ知識の理解を深め、実践的な技能を体得する機会を学生に提供した。	Ⅲ		
	・宮城県内の企業等が実施するインターンシップや、行政機関等が企業等を集めて実施するインターシッププログラムの情報を学生へ提供し、参加を促進する。（❷）	・宮城県や仙台市と連携し、宮城県内の企業等に関する情報を収集するとともに、オープンオフィスやインターンシップの募集情報を学内サイトに掲載することで、学生に迅速かつ効果的に情報提供を行い、参加を促した。			
	・宮城県内の企業等へのインターンシップの参加を促進するため、企業等と連携し、学生が企業等へ訪問するバスツアー等、現場で業務内容等を学ぶ機会を設ける。（❷）	・宮城県内の企業を訪問する「インターンシップ発見バスツアー」を2回実施し、参加した延べ27名の学生に対して、企業の業務内容等の理解を深めるとともに、インターンシップの候補先として県内企業を認識してもらう契機を創出した。 ・県内の行政機関を訪問し、業務説明や職場見学を通して、行政の業務理解を広げる取組を実施した。			
	［指標］卒業生就職率（100％／年）	・卒業生就職率　100％			
	［指標］看護師国家試験新卒合格率（100％／年）	・看護師国家試験新卒合格率　100％			
	［指標］保健師国家試験新卒合格率（100％／年）	・保健師国家試験新卒合格率　100％			

第1　教育研究の質の向上 2　研究に関する目標	【重点目標】 地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。

全体的な状況

「研究推進・地域未来共創センター」稼働5年目となる令和7年度は、外部資金獲得の高まりを受けて、研究推進におけるURA機能を更に強化するとともに、科研費等研究資金の獲得に向けた勉強会を開催することで、外部資金獲得額の増加とポストアワードの体制強化に努めた。また、令和6年度に引き続き、学内の研究力強化に向け、科研費獲得に向けた勉強会を開催したほか、若手教員にオンラインの勉強会を開催した。また、外部資金獲得状況を一元管理できるアプリケーションの導入より、研究情報・外部資金情報の一元化・可視化を実現するなどデジタルを活用した研究支援体制の強化を行った。さらに、「宮城大学研究・共創フォーラム」を開催し、教員が地域・地方をテーマとした研究成果の発表を行うなど、今後の自治体等との連携可能性が高まった。

教育研究の質の向上（研究に関する目標）に関する特記事項

1　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

・なし

2　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

・研究支援人材によるポストアワード体制を強化し、研究費の受入に係る書類作成支援等バックオフィス業務の効率化を進め、研究水準の向上に寄与した。
・全学の外部資金獲得状況を一元管理できるアプリケーションを構築し、戦略的な予算配分や効果的な支援の実施に向けたデータ収集及び分析を可能にする土台作りを進めた。
・令和6年度に引き続き、「宮城大学研究・共創フォーラム」を対面とオンラインでのハイフレックス形式で開催した。今年度は地方振興に取り組む民間企業の方を招き、自治体及び本学等との連携に関する基調講演及びパネルディスカッションを行うとともに、学内教員6名が主に地域・地方をテーマとした研究成果の発表を行うなど、自治体職員をメインターゲットとして今後の連携に結び付けることを企図した。
・研究共創ポータルにて外部資金情報の積極的な周知を行ったほか、学長が講師となり科研費FDを開催し、のべ206名の教職員が参加した。また主に若手教員を対象としたオンラインの科研費勉強会を実施し、外部資金獲得に向けた申請支援を行った。

3　過年度との数値による実績対比が可能な事項

・［指標］教員一人あたりの研究成果発表件数（1.8件／年 令和7年度）　附属資料27ページ参照
・［指標］外部資金獲得総額（222,700千円／令和7年）　附属資料28ページ参照

4　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

・なし

5　その他、法人が積極的に実施した取組

・「研究成果公開促進助成制度」について年度当初から継続的に周知を行い、４回の募集期間で14件の申請があり714,599円の助成を行った。昨年度実績は557,295円であり、昨年度の実績を上回った。
・「学都仙台・宮城サイエンスデイ」では初めて3学群全ての出展を行い、197名の参加を得るとともに、JST理事長賞や仙台市長賞等の受賞を通じて大学のプレゼンスを高めた。
・みちのくアカデミア発スタートアッププラットフォームが実施する、みちのくGAPファンドの活用により2件の申請が採択され、大学発スタートアップの創出を見据えた検証活動を実施するための研究活動費を得ることができた。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　22

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　2 研究に関する目標

【重点目標】

地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。

社会や時代の要請を的確に把握するとともに、競争的研究資金など外部資金を獲得しながら、地域に貢献する大学として、地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し、その発展に寄与する。また、教員の研究者としての能力を高めるため、研究業績の評価システムの改善に努めるなど、これまで以上に社会的に評価されるよう、研究水準の向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第1教育研究　2研究

❶創造性・卓越性に優れた研究成果の創出に向けた取組を行うとともに、❷学系横断的な専門分野の融合など本学ならではの優位性・独自性を有する研究を推進する。❸また、社会や時代の要請を的確に把握しながら、実践的な研究に取り組むとともに、世界及び地域に貢献する研究を推進し、その発展に寄与する。【22】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（22～24）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	S	S	A	A	
R7年度	・研究推進・地域未来共創推進費を活用し、教員の研究遂行に資するための支援やバックオフィスの業務効率化を図ることで、大学全体の研究力の強化に結びつける。また、他大学等の事例も参考に、更なる研究推進に寄与する制度の在り方について検討する。（❶❷❸）	・研究推進・地域未来共創推進費を活用した「研究成果公開促進助成制度」を引き続き実施した。加えて、令和7年度は、研究支援人材によるポストアワード体制を強化し、研究費の受入に係る書類作成支援等バックオフィス業務の効率化を進めた。これらの取組は地域への研究成果の還元や研究水準の向上にも寄与するものである。	Ⅲ						
	・本学の特色を生かし、地域の発展に寄与する研究成果を引き続き創出していく。また、外部資金への申請・採択状況等を追跡的に分析する等、戦略的な予算配分のための制度の在り方についても検討を進める。（❶❷❸）	・本学の特色を生かした研究成果の創出に向け、全学の外部資金獲得状況を一元管理できるアプリケーションを構築し、戦略的な予算配分や効果的な支援の実施に向けたデータ収集及び分析を可能にする土台作りを進めた。							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　23

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　2 研究に関する目標

【重点目標】

地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。

社会や時代の要請を的確に把握するとともに、競争的研究資金など外部資金を獲得しながら、地域に貢献する大学として、地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し、その発展に寄与する。また、教員の研究者としての能力を高めるため、研究業績の評価システムの改善に努めるなど、これまで以上に社会的に評価されるよう、研究水準の向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第1教育研究　2研究

❶積極的に国内外の学術誌への論文掲載や学会での発表を推進し、研究成果を発信する。【23】
［指標］教員一人あたりの研究成果発表件数(2件／年 令和8年度)

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・「宮城大学研究・共創フォーラム」の実施に加え、「学都仙台・宮城サイエンスデイ」や「ビジネスマッチ東北」をはじめとしたシーズ展示イベントを積極的に活用し、シーズ発信や研究発表を通じた新たな連携先の開拓を推進する。（❶）	・「学都仙台・宮城サイエンスデイ」では初めて3学群全ての出展を行い、197名の参加者を得るとともに、JST理事長賞、仙台市長賞等の受賞を通じて大学のプレゼンスを高めた。また、「ビジネスマッチ東北2025」への出展を通じて24社の企業等に本学の研究シーズを直接紹介する機会を得、その中で音響技術評価に関する分野での連携の可能性が得られた。 ・令和6年度に引き続き、「宮城大学研究・共創フォーラム」を対面とオンラインでのハイフレックス形式で開催した。今年度は地方振興に取り組む民間企業の方を招き自治体及び本学等との連携に関する基調講演及びパネルディスカッションを行うとともに、学内教員6名が主に地域・地方をテーマとした研究成果の発表を行うなど、自治体職員をメインターゲットとして今後の連携に結び付けることを企図した。学内外から170名の出席があり、地方自治体からの参加者は32名だった。アンケートの回答から自治体が直面する課題を把握することができ、今後の連携可能性が高まった。	Ⅲ		
	・「研究成果公開促進制度」を積極的に周知し、国内外の学術誌への論文掲載や学会での発表を促進する。（❶）	・「研究成果公開促進助成制度」について年度当初から継続的に周知を行い、4回の募集期間で14件の申請があり714,599円の助成を行った。昨年度実績は557,295円であり、昨年度の実績を上回った。 ・令和7年度から「オープンアクセス誌掲載料支援事業」を開始し、学内への積極的な周知を行い、国際学術誌への論文投稿を促した。2回の募集期間で5件の申請があり、702,813円の助成を行った。			
	［指標］教員一人当たりの研究成果発表件数（1.8件／年 令和7年度）	教員一人当たりの研究成果発表件数（1.4件／年　令和7年度）			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　24

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　2 研究に関する目標

【重点目標】

地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。

社会や時代の要請を的確に把握するとともに、競争的研究資金など外部資金を獲得しながら、地域に貢献する大学として、地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し、その発展に寄与する。また、教員の研究者としての能力を高めるため、研究業績の評価システムの改善に努めるなど、これまで以上に社会的に評価されるよう、研究水準の向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第1教育研究　2研究

❶地域連携を含めた研究支援体制の強化を図り、❷外部資金の獲得や❸研究成果の戦略的な知財化、❹企業や外部機関等との更なる連携を推進する。
［指標］外部資金獲得総額（2億3,600万円／年 令和8年度）【24】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・みちのくアカデミア発スタートアッププラットフォーム（MASP）の積極活用により、東北地域大学間の連携を強化するとともに、デジタルを活用した研究支援の高度化・効率化を図る等、研究支援体制の強化を図る。（❶）	・MASPが実施するみちのくGAPファンドの活用により2件の申請が採択され、大学発スタートアップの創出を見据えた検証活動を実施するための研究活動費を得ることができた。また、契約審査サービスの導入により、共同研究契約、共同出願契約等の各種契約業務の高度化・効率化を実現するほか、外部資金獲得状況を一元管理できるアプリケーションの導入により、研究情報・外部資金情報の一元化・可視化を実現するなど、デジタルを活用した研究支援体制の強化を実現した。	Ⅲ		
	・学内勉強会の開催や外部資金情報の積極的な学内周知を通じて、外部資金獲得額の増加に努める。（❷）	・研究共創ポータルにおける外部資金情報の積極的な周知を行ったほか、学長が講師となって科研費FDを開催し、のべ206名の教職員が参加（オンデマンド動画の視聴を含む）した。また、主に若手教員を対象としたオンラインの科研費勉強会を実施し、教職員32名が参加し、外部資金獲得に向けた申請を支援した。			
	・令和6年度に整備した大学発スタートアップの認定に関する規程に基づき、研究シーズや学生のビジネスアイディアをもとにした大学発スタートアップの創出や既存企業の認定の可能性について検討を進める。（❸）	・学内研究共創ポータルでの制度周知を行うとともに、起業を予定している教職員やみちのくGAPファンドの申請・採択者に対しては手続や認定審査の流れについて個別に説明を行い、制度の活用を促した。			
	・「学都仙台・宮城サイエンスデイ」や「ビジネスマッチ東北」をはじめとしたシーズ展示イベントのほか、「宮城大学研究・共創フォーラム」を積極的に活用し、シーズ発信や研究発表を通じた新たな連携先の開拓を推進する。（No23の再掲）（❹）	・「学都仙台・宮城サイエンスデイ」では初めて3学群全ての出展を行い、197名の参加者を得るとともに、JST理事長賞、仙台市長賞等の受賞を通じて大学のプレゼンスを高めた。また、「ビジネスマッチ東北2025」への出展を通じて24社の企業等に本学の研究シーズを直接紹介する機会を得、その中で音響技術評価に関する分野での連携の可能性が得られた。（No.23再掲）			
	［指標］外部資金獲得総額　（222,700千円　令和7年度）	・外部資金獲得総額　（207,765千円／年　令和7年度）			

第1　教育研究の質の向上	【重点目標】 教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。
3　教育研究環境の整備に関する目標	

全体的な状況

第3期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事について、施設・設備の修繕計画に基づき実施した。また第4期中期計画における施設・設備の修繕計画の策定についても進めた。
各学群等で教育研究環境充実に取り組むために必要となる大型実験機器等の整備及び更新については、各学群の実習機器を滞りなく調達したほか、非常用電源についても更新を行った。
学術情報に関する事業としては、令和7年9月末に宮城大学研究ジャーナル5巻1号を発行した。また学生へのより良い学びの場を提供するため、図書館の施設整備の老朽化・書庫狭隘化の改善を図った。図書館活用促進事業については、イベント「六限の図書館」を中心に、学生の好奇心を刺激し、近隣住民を含む学内外の参加者が交流する機会を創出した。
研究費については、基礎的研究費の配分のみならず、過去3年間の外部資金獲得状況に応じた研究費の効率的な配分方法について検討し、メリハリある研究費配分に努めた。

教育研究の質の向上（教育研究環境整備に関する目標）に関する特記事項

1　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）
・なし

2　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組
・当初予定していた大規模修繕工事については、施設・設備の修繕計画に基づき全て実施した（一部はR7･R8の2か年工事）。また、事業の請差を活用し、照明設備の更新（LED化）工事において、対象範囲を拡大して実施した。
・図書館活用促進事業であるイベント「六限の図書館」を年2回（Vol.27、Vol28）実施した。Vol.27では、宮城県図書館と連携し、「米」をテーマにした16ミリフィルムを上映、Vol.28では、卒業生をゲストにトークイベントを開催し、学内外から多くの参加があった。
・令和7年9月末に宮城大学研究ジャーナル5巻1号を発行した。エントリーは30件、その中で掲載に至ったのは17件となった。エントリー件数は年々増加傾向にあり、各学群からも満遍なく投稿されるようになった。公開してから3月末時点での5巻1号のダウンロード数は5,651件に達しており、研究成果を継続的に発信している。

3　過年度との数値による実績対比が可能な事項
・なし

4　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）
・なし

5　その他、法人が積極的に実施した取組
・太白キャンパス図書館の施設設備の老朽化･書庫狭隘化を受け、閲覧室に回転式書架を2台追加し、書庫には新聞整理用の棚を新設した。空いたスペースには洋雑誌を移動させたほか、新たな配架場所として利活用する予定とした。
・一部の電子ジャーナル等の契約中止に伴い、新たな引用文献データベースとして「Web of Science」を導入し、導入当初にトレーニングサミットを実施するなど周知を徹底した。
・過去3年間の外部資金獲得実績に応じた、研究費の効率的な配分方法について検討し、メリハリのある研究費配分に務めた。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　25

■中期目標（中間案）（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　3 教育研究環境の整備に関する目標

【重点目標】

教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。

教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため、ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また、新たに整備した各コモンズ、デザイン研究棟等の施設を最大限、効果的に活用する。さらに、研究水準の向上を図るため、研究費の効率的な配分に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第1教育研究　3 教育研究環境の整備

❶老朽化、陳腐化した施設及び大型実験機器等の整備・更新を計画的に進め、教育研究環境の維持・向上に努める。【25】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（25～27）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・第3期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事（大和キャンパス10件、太白キャンパス2件）を実施する。また、キャンパス整備委員会で整理された要望を踏まえ、教育研究環境の向上等に向け、令和8年度の施設・環境整備費対応案件を精査する。（❶）	・当初予定していた大規模修繕工事については、施設・設備の修繕計画に基づき全て実施した（一部はR7･R8の2か年工事）。また、事業の請差を活用し、照明設備の更新（LED化）工事において、対象範囲を拡大して実施した。更に、令和8年度の施設・環境整備費対応案件についてキャンパス整備委員会で整理された要望を踏まえ精査した。	Ⅲ						
	・各学群等で教育研究環境充実に取り組むため必要となる大型実験機器等の整備、更新について、適切に予算化し、計画的に更新を進める。（❶）	・実験実習機器更新費として、98,165千円を予算化し、各学群の実習機器を滞りなく調達したほか、非常用電源についても更新を行った。							
	・第4期中期計画における施設・設備の修繕計画（大和・太白両キャンパス）の策定に向けた準備を進める。（❶）	・外部業者による調査報告なども参考にしながら第4期中期計画における施設・設備の修繕計画の策定を進めた。							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　26

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　3 教育研究環境の整備に関する目標

【重点目標】

教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。

教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため、ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また、新たに整備した各コモンズ、デザイン研究棟等の施設を最大限、効果的に活用する。さらに、研究水準の向上を図るため、研究費の効率的な配分に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第1教育研究　3 教育研究環境の整備

❶資料整備方針に基づき、教育・研究資源としての所蔵資料の充実を図り、電子化・環境整備・ソフト事業等によって資料の利活用を支援する。❷本学の研究とその成果を学内外に向けて公開・発信するための機能と体制を整備し、研究と研究交流を支援する。❸領域を超え地域にも開かれた学びの場として図書館環境を整備し、図書館利用促進事業等による機能向上を図る。【26】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・資料整備方針・資料選定基準に沿って、適切かつ効果的な蔵書管理・資料整備を行う。（❶）	・年2回の学群選定の実施（第2回目を現在実施中）、シラバスに指定されている教科書に加え、参考図書の補充、改版図書の更新にも力を入れ、教育・研究に必要な資料を重点的に整備した。年度末に向けては、学術情報センター運営委員による見計らい選書の実施を予定。学生の好奇心や教養の涵養に資する資料の整備も並行して行う。	Ⅲ		
	・一部の電子ジャーナル・学術洋雑誌契約中止を受け、文献取得を支援するためのツールとして、引用文献データベース「Web of Science」を導入し、利用促進を図る。 ・電子ジャーナル・学術洋雑誌契約中止の影響、新たなツールの導入効果を注視し、今後、本学の教育・研究において、どのような電子ジャーナルや洋雑誌を購読すべきか、また、文献取得のためにはどのような支援が必要であるかの議論・検討を行う。（❶）	・「Web of Science」は、導入当初にトレーニングサミットを実施するなど周知を徹底し、4、5月の利用件数は800件を超えた。 ・一部の電子ジャーナルや学術洋雑誌契約の中止については、契約を継続した「Wiley Online Library」データベースモデルや「Web of Science」の導入もあり、それほど大きな影響はなかった。 また、新たな取り組みとして、「ACM Digital Library」の契約を本学では初めてとなるRead & Publishモデル（転換契約：ACM Open）の複数年契約に変更した。本契約では、ACMへの論文掲載料が無料となるメリットがあり、これまでは文献の提供を主としていたが、論文投稿に対する研究支援も行うことができるようになった。			
	・宮城大学研究ジャーナルを定期的に発行し、本学の研究成果の継続的な発信に努める。出版会としては、これまでの研究ジャーナルの発行を通じて、その作業工程において改善すべき点について、議論・検討を継続し、ジャーナルの質の維持・向上に努める。（❷）	・令和7年度は第5巻第1号を発行（9月末）した。エントリーの時点では30件、最終的には17論文が掲載となった。エントリー数は年々増加しており、学内での認知度は高まっている。公開後、3月末時点でのファイルダウンロード件数は、5,651件となっており、研究成果の継続的な発信という役割は果たすことができた。 ・改善した点としては、これまで査読体制をダブルブラインド制にしていたが、シングルブラインド制に変更したことが挙げられる。これにより、著者・編集委員・事務局においても作業の効率化が図られた。			
	・図書館の施設設備の老朽化・書庫狭隘化を改善するための環境整備を検討し、学びの場として学生のためのより良い空間づくりを実践する。（❸）	・太白キャンパス図書館の書庫狭隘化対策として、閲覧室には昨年度導入した回転式書架を2台追加し、書庫には新聞整理用の棚を新たに設置。これまで書庫の書架に置いていた新聞を移動し、書架の収蔵スペースを確保した。このスペースには、閲覧室の洋雑誌すべてを移動させ、洋雑誌の雑誌架は新たに図書の配架場所として利活用する予定である。 さらに、古い図書の整理や、大学内に書庫として資料を保管できるスペースの確保を検討するなど、引き続き狭隘化対策に取り組む。			
	・図書館活用促進事業については、イベント「六限の図書館」を中心に、学生の好奇心を刺激し、近隣住民の方も気軽に参加できるような企画を実施する。10年を迎えたことを機に、企画内容や実施方法、開催時期や広報等を見直し、更によいイベントとなるよう努める。（❸）	・図書館活用促進事業であるイベント「六限の図書館」は、開催時期を前期（Vol.27）・後期（Vol.28）それぞれ1回とし、大和キャンパス図書館にて実施した。Vol.27は、宮城県図書館と連携し「米」をテーマに宮城県図書館が所蔵する貴重な16ミリフィルムを上映、Vol.28は幅広い分野で活躍中の卒業生をゲストにトークイベントを実施した。Vol.28は、大学構内におけるクマ出没の危険性を考慮し、開催時間を「5限」に変更しての開催となった。参加者は25名を超え、学生、学外者、教職員からも参加があり、垣根を越えた交流の場とすることができた。開催時間については、今後検討してもよい点と思われた。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　27

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標　　3 教育研究環境の整備に関する目標

【重点目標】

教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。

教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため、ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また、新たに整備した各コモンズ、デザイン研究棟等の施設を最大限、効果的に活用する。さらに、研究水準の向上を図るため、研究費の効率的な配分に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第1教育研究　3 教育研究環境の整備

❶特別研究費及び国際研究費等の配分にあたっては、研究内容や外部資金獲得の可能性、若手研究者育成の観点などから審査を行い、配分を決定する。❷基礎的研究費を含め、研究費については、適切な配分を目指す。【27】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・特別研究費及び国際研究費の審査項目見直しに伴う採択課題の変化について引き続き注視するとともに、将来に向けた若手研究者育成の支援策等についても検討を進める。（❶）	・令和4年から実施している審査における若手研究者の加点については、令和7年も同様に実施し、若手の育成に務めた。 ・審査項目を改めて見直し、より効率的に適切な審査が実施できるよう審査方法を変更し支援体制の充実に努めた。	Ⅲ		
	・基礎的研究費の配分のみならず、外部資金への申請・採択状況等を追跡的に分析する等、総合的に情報を把握した上で、戦略的な予算や制度の在り方についても検討を進める。（❷）	・過去3年間の外部資金獲得実績に応じた、研究費の効率的な配分方法について検討し、メリハリのある研究費配分に務めた。			

第2　地域貢献等	【重点目標】 県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

全体的な状況

地域に開かれた大学として、本学の有する研究成果等の知的資源を地域社会に還元するため、本学の研究シーズ集を発信するとともに、研究・共創フォーラム、看護学群とJCHO仙台病院共同開催の公開講座、自治体向けセミナー、看護人材育成プログラム等を開催した。また、企業や自治体等との連携を一層強化するため、地元企業及び自治体からの受託事業の実施、連携協定に基づき、自治体と連携した地域貢献活動を実施した。

また、能登半島地震被災地などの支援活動に教員及び学生が参加するなど、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行った。

そのほか、リアル・アジア研修やデラウェア大学での海外フィールドワーク研修及び今年度新たにグアム大学・トリノ大学と新規協定を結んだほか、これまで部局間協定にとどまっていた台湾の中原大学との全学協定を締結した。さらに「宮城大学・JICA連携グローカル・プログラム」の開講等、グローバルな視点を持って地域社会の課題に向き合える、また地域を理解してグローバルに活躍するグローカル人材育成の一環として様々な取組みを実施した。

地域貢献等に関する特記事項

1　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

・連携協定締結自治体等からの計画策定等に係る各種委員や講師派遣の依頼に対応し、教員を派遣した。
・宮城県・大和町・柴田町・加美町等の自治体及び地元企業からの受託事業を実施し、地域の活性化を支援した。
・KCみやぎ産学共同研究会事業に1件採択を受け、研究シーズを活用して県内企業の支援を行った。
・連携協定に基づき、大崎市、利府町、仙台市泉区などと連携した地域貢献活動を実施した。そのほか、連携自治体からの要請を受けて、各種専門委員会への委員派遣などを行った。

2　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

・県からの受託事業として、リカレント教育に関して、看護学群のみやぎテレナース育成プログラム、事業構想学群のDDXプログラム、食産業学群の食産業人材育成プログラムを実施した。
・看護学群の災害看護関連の科目において、 大学近隣地域の自治組織（町内会）の防災担当者の協力を得て、災害時の応急手当の方法や搬送方法の演習を実施した。
・令和6年7月豪雨被災地において、公共施設内で被災者支援・支援者支援のための復興拠点を構築し、関係自治体等と連携を進め、産学官連携の新しい復興拠点モデルについて実証実験を行った。
・リアル・アジア研修や海外フィールドワーク研修では、実施内容を一部見直し、地域課題をグローカルな視点で考察する機会を提供することで、グローカル人材の育成を図った。

3　過年度との数値による実績対比が可能な事項

・［指標］公開講座等への延べ参加者数（1,600人／年）　附属資料31ページ参照
・［指標］市町村等の各種委員・講師の派遣件数（300件／年）　附属資料32ページ参照
・［指標］市町村や企業等との連携事業・受託事業数（16事業／年 令和7年度）　附属資料32ページ参照
・［指標］海外派遣学生枠（200人／年 令和8年度）　附属資料34ページ参照

4　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

・なし

5　その他、法人が積極的に実施した取組

・本学ウェブサイトで「シーズ集」を発信するとともに、地域連携に関する活動の成果等を、ウェブサイトやメディア等にタイムリーに公開した。加えて、研究・共創センターの活動報告書を発行し、関係機関に配布した。
・セミナーやワークショップの開催により、交流棟オープンスタジオPLUS ULTRA-の活用を促進した。
・官民連携による合同フォーラムを本学で開催し、国・県とともに災害レジリエンスに関する活動報告を行った。
・JST START事業において、「レジリエント社会の構築を牽引する起業家精神育成プログラム」を実施し、学内外の学生22名が参加した。
・トビタテ！留学JAPANについて、説明会等に参加し、積極的な情報収集を行い、学内学生に周知を図った。
・日本人学生が国際教養等に対するモチベーションを高めるため、学生SAや留学生とともにスピーキング学習を行う機会を提供したほか、留学生と日本人学生との交流イベントを開催し、留学が困難な学生にも多文化接触の機会をともに提供し、国際感覚の涵養を図った。
・フィンランドのテュルク応用科学大学からの交換留学生を1名受け入れ、様々な国際交流イベントを開催したほか、学外研修を在学生と合同で行うなど、学生間の国際交流を深めた。
・留学生向け進路イベントや日本語学校主催の進学イベントにも参加し、主体的に宮城大学のＰＲ活動を行った。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　28

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第3 地域貢献等に関する目標　　1 地域貢献に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

(1) 地域社会への貢献

県民の高等教育機関としての役割を果たすため、質の高い教育機会を提供することとし、県内への優れた人材の供給に努めるとともに、積極的な県内就職先の開拓や、学生の県内就職に向けた意識の醸成に努める。
また、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会を充実し、生涯を通じた学びの場としての機能を強化する。
さらに、地域課題の解決や地域の活性化などに積極的に取り組むとともに、大学施設を地域に開放する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第2 地域貢献等　1 地域貢献

❶地域に開かれた大学として、本学の有する研究成果等の知的資源を地域社会に還元するため、住民を対象とした公開講座や企業や自治体に向けたセミナー等を開催するほか、❷引き続き大学施設の地域開放に努める。
［指標］公開講座等への延べ参加者数（1,600人／年）【28】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（28～31）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	S	
R7年度	・高度な実学による教育研究成果を地域に提供する宮城大学研究・共創フォーラム、公開講座、企業・自治体向けセミナー、看護人材育成プログラム等を企画し開催する。（❶）	・研究・共創フォーラム、看護学群とJCHO仙台病院の共同開催による公開講座、自治体向けセミナー、看護人材育成プログラム等及び食産業学群のシンポジウムを開催した。	Ⅲ						
	・リカレント・リスキリングである地域包括ケアに係るみやぎテレナース育成プログラム、DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのDDXプログラム、食産業における中核人材育成を目的としたプログラムを推進する。（❶）	・リカレント教育について、看護学群のみやぎテレナース育成プログラム、事業構想学群のDDXプログラム及び食産業学群の食産業人材育成プログラムを県からの受託事業として実施した。加えて、看護学群においては、小中高校生を対象としたプレナーススクールを同じく宮城県からの受託事業として実施した。							
	［指標］公開講座等への延べ参加者数（1,600人／年 令和7年度）	公開講座等への延べ参加者数（10,610人（対面796人）／年　令和7年度）							
	・パンフレットやシーズ集、活動報告書、ウェブサイト等へ活動状況や成果等を掲載することなどにより、本学の研究情報や地域共創の取組に関して効果的な情報の発信に努める。（❶）	・本学のシーズをウェブサイトで「シーズ集」として発信するとともに、地域連携に関する活動の成果等を、ウェブサイトやメディア等にタイムリーに公開した。加えて、研究・共創センターの活動報告書（600部）を発行し、関係機関に配布することで情報発信を行った。 ・パンフレットについては、企業や自治体等を対象とした新たなパンフレットの作成を検討し、本学の産学連携に関する取組のより効果的な情報発信に努めた。							
	・交流棟オープンスタジオPLUS ULTRA-の活用を促進し、対面でのセミナーやワークショップのほか、オンラインを活用した学外者との交流拠点とする。（❷）	・企業や自治体職員及び一般県民を対象としたフォーラム、セミナー及び公開講座等の対面及びオンラインでの開催により、交流棟オープンスタジオPLUS ULTRA-の活用を促進した。							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　29

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第3 地域貢献等に関する目標　　1 地域貢献に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

(2) 産学官の連携

大学が持つ教育・研究資源や成果を地域社会に還元するため、産学官連携の推進を大学の重要な社会的役割と位置付け、県内の産業界をはじめとした有機的なネットワークの充実に努めるとともに、地域のシンクタンクとしての役割も担うよう、県や県内市町村等との連携を積極的に進める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第2 地域貢献等　1 地域貢献

❶地域課題等を把握し、地域や産業の活性化を図るため、企業や自治体等との連携を一層強化する。❷また、企業や自治体等への訪問や相談を通して明らかになったニーズや課題に対応するため、地域連携や研究推進の支援体制を強化し、受託事業や受託・共同研究を実施するほか、❸本学とすでに連携協定を締結している市町村等（14市町村及び14公的機関等〈令和2年度〉）との取組事業の充実を図るとともに、❹新たな協定締結先の開拓に努める。【29】

［指標］自治体や企業等との連携件数

・市町村や企業等との連携事業・受託事業数（17事業／年　令和8年度）

・市町村等の各種委員・講師の派遣件数（300件／年）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・企業や自治体への相談対応や訪問を通して地域課題等を把握し、地域や産業の活性化を図るため、企業や自治体等との連携を一層強化するとともに、自治体等からの依頼に応じて、各種委員会等の委員や講師等の派遣を行う。（❶❷）	・企業や自治体からの相談案件を解決する方策を検討して受託事業として対応した。 ・連携協定締結自治体等からの計画策定等に係る各種委員や講師派遣の依頼に対応し、教員を派遣した。	Ⅳ		
	［指標］市町村等の各種委員・講師の派遣件数（300件／年）	市町村等の各種委員・講師の派遣件数（506件／年　令和7年度）			
	・企業や自治体等の活性化に向けたニーズや課題に対応する受託事業や連携事業等を実施する。（❷）	・宮城県・大和町・柴田町・加美町等の自治体及び(有)まるしげ、(株)WasshoiLab等地元企業からの受託事業を実施し、地域の活性化を支援した。 ・KCみやぎ産学共同研究会事業に1件採択を受け、研究シーズを活用して県内企業の支援を行った。			
	［指標］市町村や企業等との連携事業・受託事業数（16事業／年　令和7年度）	市町村や企業等との連携事業・受託事業数（23事業／年　令和7年度）			
	・企業や自治体、各機関等との協定内容に基づく連携を推進するとともに、各機関等との新たな協定締結先の開拓に努める。（❸❹）	・連携協定に基づき、大崎市、利府町、仙台市泉区などと連携した地域貢献活動を実施した。そのほか、連携自治体からの要請を受けて、各種専門委員会への委員派遣などを行った。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　30

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第3 地域貢献等に関する目標　　1 地域貢献に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

(3) 東日本大震災からの復興支援

被災地にある大学として、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に進めるとともに、全国的なモデルとなるよう教育研究成果を広く情報発信する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第2 地域貢献等　1 地域貢献

❶東日本大震災からの真の復興・発展に向けて、移り変わる被災地の状況や、新たな課題等に対応しながら被災地を継続的に支援するとともに、❷これまでの教育研究活動や災害対応の各種プログラムも含め、その内容や方法について検証を重ねながら、成果を広く発信していく。【30】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・総合計画など中長期計画に基づく被災地を含む自治体や企業との産官学連携を推進する。また、カーボンニュートラル、災害レジリエンスの取組推進などにより、震災復興による新たな産官学連携モデルについて推進する。（❶）	・「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」の人材育成ワーキンググループの幹事校を務め、最終年度となることから次期コアリションに向けたタスクフォースメンバーとして会議に参加し方針等の構築に貢献した。 ・ＮＴＴドコモ東北と連携し、同社のカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ社会貢献活動の一環として、宮城大学キャンパス自然共生サイトにおいて管理活動を協働した。 ・令和6年7月豪雨被災地において、公共施設内で被災者支援・支援者支援のための復興拠点を構築し、関係自治体等と連携を進め、産学官連携の新しい復興拠点モデルについて実証実験を行った。	Ⅲ		
	・災害看護プログラムにおいて、自治体や地域住民との連携体制の構築を図りながら、正課学習とともに、学生の課外活動の継続を支援する。能登半島地震に伴う災害看護活動を踏まえて、これまでの本学災害看護活動及び災害看護教育の発信を検討する。（❶）	・看護学群の災害看護関連の科目において、 大学近隣地域の自治組織（町内会）の防災担当者の協力を得て、災害時の応急手当の方法や搬送方法の演習を実施した。 ・災害看護に取り組む学生とともに、能登半島地震の復興支援活動を行った。 ・令和10年度カリキュラム改編に向けて、災害看護関連の科目点検を行った。			
	・震災復興や災害対応に関する教育研究活動の成果を宮城大学研究・共創フォーラムや公開講座、学会や関係機関の企画等を活用し、学外へ発信する。（❷）	・能登半島地震による家屋の被災程度、修繕状況に関する研究報告を実施した（日本建築学会大会：4報）。 ・「住み続けられる復興計画 ―農山漁村の地域性に着目して」と題して、農山漁村の復興計画に焦点を当てた研究協議会を実施した。 ・被災地の記憶を顕在化する手法開発に関する成果分析を論文として発信した（日本建築学会計画系論文集 90(831) 979-990）。 ・福島大学における農村災害復興講座において、小沢研究室では学生とともに震災復興に関する講演を実施した。 ・月刊「畑地農業」804号に報文「暗渠を利用する縦浸透法の要点」が掲載された。 ・東日本大震災や熊本地震における研究成果を令和6年7月豪雨被災地において還元するための研究会を当該被災地で開催した。 ・日本災害復興学会2024年度分科会にて「被災地域と移住者ー中越大震災と東日本大震災の事例から」と題して研究成果を発信した。 ・気仙沼市まち大学運営協議会「聞いてけらい 来てけらい おらいの学び ’25」にて研究成果を報告した。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　31

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第3 地域貢献等に関する目標　　1 地域貢献に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

(4) 感染症及び大規模災害対策への支援

新たな感染症や近年頻発化・激甚化する大規模災害に際し、地域社会が直面する課題について、大学の特色を生かした支援に取り組む。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第2 地域貢献等　1 地域貢献

❶地震、水害、感染症などによる今後の新たな災害に対応するため、地域の災害対策の状況把握を行い、連携自治体等の災害レジリエンスに関する施策立案に資する研究を進め、成果発表の場を設けるなどして支援する。【31】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・受託事業や共同研究等を通して、災害レジリエンスに関して企業や自治体と連携し、政策提言を図る。（❶） ・大規模災害が発生した地域における復旧・復興の状況を把握し、教育研究を通して地域に貢献する。（❶）	・珠洲市寺家地区における復興まちづくりの伴走支援を教育研究活動として実施した。 ・原子力被災地の福島県広野町で開催された巨木を愛する全国フォーラム福島・広野大会の基調講演において小沢研究室と学生が講演を行った。 ・指定研究により、令和6年7月豪雨被災地において被災者の支援ニーズを把握するための調査を実施し、関係自治体等に成果を還元した。	Ⅲ		
	・国・県・自治体の方策に沿った災害レジリエンスに関する研究活動を推進し、その成果を大学等コアリションや宮城大学研究ジャーナル、研究・共創フォーラム等で発信する。（❶）	・官民連携による合同フォーラムを宮城大学で開催し、東北地方環境事務所長、東北地方整備局企画部長、経済産業省資源エネルギー環境課長、宮城県経済商工観光部副部長等が参加し、内閣参事官、国交省元副局長等とともに小沢研究室及び学生が活動報告を行った。 ・宮城大学研究ジャーナルにて、「利他的な動機を端緒とする地方移住の実相―宮城県気仙沼市における災害ボランティア経験者2名の語りから」（5(1) 91-102 2025年9月）「津波被災地への移住をめぐるライフストーリー ―東日本大震災後の気仙沼市への移住者を対象とした考察」4(1) 78-88 2024年10月を発信した。			
	・持続的な地域社会に向けた社会課題解決に資するレジリエンスをテーマとした教育プログラムについて開発・実施を推進し、他大学と連携してソーシャルアントレプレナーの育成を図る。（❶）	・JST START事業において、「レジリエント社会の構築を牽引する起業家精神育成プログラム」を実施し、学内外の学生22名が参加した。 ・JST START（V2F）事業において、学内外の学生31名を対象にソーシャルアントレプレナー育成のためのフィールドワークを実施した。 ・海を起点とした脅威と恵みに焦点を当て、沿岸部の地域社会モデルの更新に向けた知見の収集と発信、教育プログラムへの昇華を目指した活動を実施した（日本建築学会海際文化小委員会：学芸出版まち座にて連載開始）。 ・東日本大震災による被災地である牡鹿半島桃浦地区を対象にスイス連邦工科大学、東北大学、名城大学と連携しながら持続可能な経済圏モデルの構築に向けた場づくりを実施した。 ・カーボンニュートラルに資する大学等コアリションプログラムの推進にあたりタスクフォースメンバーとして小沢、庄子両教員が参加し、新たな体制構築に貢献した。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　32

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第3 地域貢献等に関する目標　　2 国際交流等に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

世界に開かれた大学として、教育研究の充実強化を図るため、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めながら、学生や教職員の国際交流を積極的に推進するとともに、海外大学等との連携による教育研究活動を推進する。
また、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第2 地域貢献等　2 国際交流

❶グローバル化が進展する中で必要とされる多文化理解、国際教養、コミュニケーション力を高める宮城大学グローバル教育方針を策定し、グローバル化に対応した教育環境づくりを推進する。❷英語圏や近隣のアジア・オセアニア地域を中心に、国際交流協定校を開拓する。❸一方、学内ではラーニングコモンズ等を利用した多文化間交流を定期的に行い、キャンパス内にいながらにして国際感覚を身につけられる場を提供する。【32】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（32～33）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				B	A	A	A	A	
R7年度	・多文化理解や国際教養、言語化、情報発信、SDGsに関する海外研修プログラムの内容を改善し、グローバルな視点を持って地域社会の課題に向き合える、また、地域を理解してグローバルに活躍するグローカル人材の育成を図る。（❶）	・リアル・アジア研修や海外フィールドワーク研修など複数の留学プログラムを一部内容を改善しつつ実施し、地域課題をグローバルな視点で考察する機会を提供することで、グローカル人材の育成を図った。	Ⅲ						
	・プログラム参加学生の経済的な負担軽減のため、トビタテ！留学JAPANやJASSO奨学金等の外部資金の更なる獲得に向けて、情報収集を図り、継続的に申請する。（❶）また、質の良いプログラム開催のため、協定校の新規開拓を継続する。（❷）	・トビタテ！留学JAPANについて、説明会等に参加し、積極的な情報収集を行い、学内学生に周知を図った。また、JASSO奨学金について、デラウェア大学での海外フィールドワーク研修に参加した学生と協定校に留学した学生に奨学金を支給した。 ・学生に質の良いプログラムを提供するため、今年度新たにグアム大学、トリノ大学と新規に協定を締結するとともに、事業構想学群との部局間協定にとどまっていた台湾の中原大学と全学協定を締結した。							
	・JICA東北と連携し、JICA青年研修「母子保健管理コース」の受入れ協力を行う。（❷）	・看護学群の教員が中心となり、研修企画・準備のため、JICA東北等の関係機関と協議を重ね、受入れ協力を実施した。今年度は2か国、計11名の研修生を受入し、研修生は12月に予定された研修を修了した。							
	・海外協定校での研修プログラムの参加者が増えるように国際交流や海外研修に関する学生のニーズを把握し、プログラム内容に反映させる。（❷）	・学生が随時留学カウンセラーに留学相談を行うことができる体制を整えており、学生の相談内容やニーズをヒアリングし、定例の会議で共有することにより、細かなニーズの把握を図った。 ・学生の留学環境を充実させるため、今年度新たにグアム大学での留学プログラムを企画し、実施した。							
	・「宮城大学・JICA連携グローカル・プログラム」を継続して実施するとともに、継続して各科目内容等の見直しを行い、国際社会で通用する能力やグローバルな視点・素養を持ち、地域社会、地域経済の活性化や持続的発展に貢献する“グローカル人材”の育成を推進する。（❷）	・「宮城大学・JICA連携グローカル・プログラム」の最終科目として「グローカル共生論」を開講し、JICA東北と連携し、国際協力に係る実務経験を活かした講義を実施することで“グローカル人材”の育成を推進した。							
	・ラーニングコモンズにおいて語学教育や多文化理解に関するイベント、留学体験者の報告会を開催し、国際教養や英語学修に対する学生のモチベーションを高める。（❸）	・国際教養や英語学修に対する学生のモチベーションを高めるため、グローバルコモンズで学生SAや本学への短期留学生とspeaking練習を実施する「English Conversation」を定例で行ったほか、留学体験者の報告会を実施した。							
	・学内イベント等を開催することで、本学在学留学生と日本人学生との交流を盛んにすることを図り、留学が困難な学生に対しても多文化接触への機会を高める。（❸）	・留学生と日本人学生との交流イベントを定期的に実施し、留学が困難な学生に対して多文化接触の機会を提供し、学生の国際感覚の涵養を図った。 ・国際交流基金事業「中国ふれあいの場事業」に参画し、本学学生と訪日中国人学生との3日間の交流プログラムを実施し、多文化接触への機会を提供した。							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　33

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第3 地域貢献等に関する目標　　2 国際交流等に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

世界に開かれた大学として、教育研究の充実強化を図るため、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めながら、学生や教職員の国際交流を積極的に推進するとともに、海外大学等との連携による教育研究活動を推進する。
また、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）　第2 地域貢献等　2 国際交流

❶世界を俯瞰的に捉え、多様な地域、文化、人間の立場から物事を多角的に理解する力や人々に共感する感覚を涵養する機会を学生に提供するために、短期・長期の海外研修と留学プログラムの充実を図る。❷また、高度な知識・技能の獲得を志向する海外からの留学生を受け入れ、地域社会に貢献できる人材の輩出を目指す。【33】
［指標］海外派遣（＊）学生枠（200人／年　令和8年度）
＊短期・長期の海外研修、留学プログラムやゼミ、研究室単位の交流等、本学が講じる取組によるもの

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・米国協定校にて、「海外フィールドワーク研修」（1か月）を実施する。（❶）	・8月から9月にかけて、デラウェア大学において1か月の海外フィールドワーク研修を実施し、3名の学生が参加した。	Ⅲ		
	・基盤教育科目「学外研修」及び海外フィールドワーク研修、リアル・アジア等の短期研修の内容や実施時期等を見直し、海外研修プログラムの更なる質の向上を図る。（❶）	・短期研修について、受入先の大学等と連携、調整の上、内容や渡航先の見直しを実施しながら、プログラムを企画し、昨年度と比較してプログラム参加者が9名増加した。			
	・フィンランド・テュルク応用科学大学との交換留学プログラムを継続的に実施するとともに、既存協定校との交流を深める。また、助成対象となり得るプログラムの場合には、外部資金の申請を積極的に検討する。（❷）	・フィンランドのテュルク応用科学大学から交換留学生1名を受け入れ、科目履修や様々な国際交流イベントのほか、山形県をフィールドとした学外研修を在学生と合同で行うなどし、学生間の国際交流を深めた。また、本学からも4名の学生を同大学に長期派遣し、協定校との国際交流を深化させた。 ・企業や自治体助成金や奨学金の情報を収集し、随時学生に提供した。			
	・外国人留学生の志願者数を増やすため、日本語学校等の外国人留学生に対するリクルートメントを積極的に展開する。（❷）	・留学生向け進路イベントや日本語学校主催の進学イベントにも参加し、主体的に宮城大学のPR活動を行った。			
	［指標］海外派遣学生枠（200人／年　令和8年度）	・海外派遣学生枠：136人（参加者数 34人）			

第3　業務運営の改善及び効率化	【重点目標】 理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

全体的な状況

内部監査の充実強化を図るため、監査室において業務別に監査チームを編成したほか、本学における学群改革を推進するに当たり全学的な視点での調整を図るための大学改革推進本部会議にて改革に向けた検討を行った。
令和7年度当初予算編成においては、老朽化や物価高騰の対策に配慮しつつ、支出予算においては課題解決枠を設定し、また社会状況の変化及び年度計画に応じ、教育・研究活動や環境整備に必要な予算を配分した。
「人事評価制度マニュアル」に基づく業績及び能力評価を通じながら、職員個々の適性、能力、育成方針を把握するとともに、評価者（上司）と被評価者（部下）における目標の共有及びコミュニケーションの円滑化により、組織の活性化を図った。

業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

1　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）
・なし

2　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組
・監査室において内部監査計画を策定し、旅費・謝金等の経理状況、業務執行体制、研究費管理体制の3つの項目別に監査チームを編成した上で内部監査を実施した。
・本学における学群改革を推進するに当たり全学的な視点での調整を図るための大学改革推進本部にて月に1度本部会議を開催し、改革に向けた検討を行った。
・令和7年度当初予算編成においては、老朽化や物価高騰の対策に配慮しつつ、支出予算においては課題解決枠を設定し、また社会状況の変化及び年度計画に応じ、教育・研究活動や環境整備に必要な予算を配分した。

3　過年度との数値による実績対比が可能な事項
・なし

4　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）
・なし

5　その他、法人が積極的に実施した取組
・「大学職員として求める職員像」の観点から2名の事務職員を採用するとともに、人事配置についても、職員の適性、キャリアプランを考慮するとともに、身上調書による希望等、複合的な事案を勘案し、人事異動を行った。
・これまでの全学FD・SDは専門性向上の観点から教学に関するものが主たるテーマであったが、「ハラスメント対策」や「働き方改革」といった要望があったことから、SD研修として「大学におけるハラスメント」をテーマに実施した。
・時差・時短勤務等の利用促進を継続するとともに、3歳未満の子を養育する職員に対して、仕事と育児に係る両立支援制度等を個別に周知することを規定する等、柔軟な働き方の実現に努めた。
・・管理運営等に関する職員の資質向上を図るため、オンラインで受講する「研修システム（e-JINZAI for university）」を取り入れたり、キャリアに応じて県の階層別研修に参加させるなど職員の人材育成に努めた。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　34

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標　　1 運営体制の改善に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

(1) 理事長を中心とする運営体制の構築

法人が自律性を確保しつつ戦略的かつ機動的に時代の変化に対応できるよう、各部門長の権限や責任を明確にしながら、理事長が全学的なリーダーシップを発揮できる運営体制となるよう適宜見直しを図るとともに、法人の業務運営の適正化及び透明性を確保するため、役員等への外部有識者の登用や監査体制の充実に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第3 業務運営の改善及び効率化　1 運営の改善

❶本学の理念・目的を実現するために、理事長を中心とする法人組織、学長をはじめとする教学組織等について、それぞれの権限と責任を明確にしながら、適切な大学運営のための組織を整備し、適切な運用を図るとともに、学外有識者の積極的な登用や、監査の充実に努める。❷また、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」等の国や他大学の動向等を踏まえ、より効率的な大学の経営の在り方について検討する。【34】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（34～35）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・内部監査等の充実を図るほか、国や他大学の動向等を踏まえながら、より効率的な大学の経営の在り方について検討していく。（❶❷）	・宮城大学監事監査・内部監査規程に基づき、令和6年度に設置した監査室において内部監査計画を策定し、旅費・謝金等の経理状況、業務執行体制、研究費の管理体制の3つの項目別に監査チームを編成した上で内部監査を実施し、内部統制の充実を図った。 ・学群改革を推進するに当たり、全学的な視点での調整を図るため、大学改革推進本部会議を開催し（月に1度）、全ての構成員参加のもと改革に向けた検討を行った。	Ⅲ						

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　35

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標　　1 運営体制の改善に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

(2) 戦略的な予算の配分

法人の経営戦略に基づき、全学的、中長期的な視点に立った効果的かつ効率的な予算等の配分を行う。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第3 業務運営の改善及び効率化　1 運営の改善

❶年度計画策定及び予算編成の基本方針に基づき、予算要求と中期計画及び年度計画との整合性や妥当性を検証し、適切な予算編成を行う。【35】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・年度計画及び予算編成の基本方針に基づき、法人の財政状況及び中期計画の進捗状況に配慮しつつ、中期計画及び年度計画との整合性や妥当性を検証し、課題解決枠を設定するなど、適切な予算編成を行う。（❶）	・令和7年度当初予算編成においては、老朽化や物価高騰の対策に配慮しつつ、支出予算においては課題解決枠を設定し、また社会状況の変化及び年度計画に応じ、教育・研究活動や環境整備に必要な予算を配分した。また、令和8年度の予算編成方針についても、引き続き課題解決枠を設け、中期計画の進捗状況に配慮しながら、新たに生じた課題や、中期計画最終年度の取り纏め等に対応するための予算を確保できるよう策定を行ったうえで、適切な予算編成を行った。	Ⅲ		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　36

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標　　2 人事の適正化に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

優れた人材の確保や組織の活性化を図るため、教職員にインセンティブが働く人事制度を実施する。また、事務職員の資質向上のための研修等に積極的に取り組む。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第3 業務運営の改善及び効率化　2 人事の適正化

❶優れた人材を確保するため、事務職員の採用は公募による選考を原則とし、その配置に当たっては、人事異動方針等に基づき、持ち味や意欲、キャリアプランを考慮した人事配置を行う。❷また、法人採用職員の幹部職員への積極的な登用を行うとともに、❸適正な業績評価や他団体との人事交流等を通じて職員の資質向上と組織の活性化を図る。【36】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定		意見			
				評定実績（36～37）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・事務職員の採用に当たっては、原則として、公募による選考とする。また、配置においては、組織運営の効率性のほか、法人採用職員の積極的な登用を見据え、職員の能力・適性等の育成の観点から、本人のキャリアプランを十分考慮した人事配置に努める。（❶❷）	・公募による採用試験を実施し、「大学職員として求める職員像」の観点から2名の事務職員を採用した。また、有期雇用職員についても、必要性を判断した上で公募による採用を行った。 ・人事配置については、「宮城大学事務職員の人事異動方針」に基づき、職員の適性、キャリアプランを考慮するとともに、身上調書による職員の希望や意欲、組織目標の達成等、これらの複合的な事項を勘案し、人事異動を実施した。	Ⅲ						
	・職員の資質向上と組織の活性化を図るため、引き続き、適正な業績評価を実施するとともに、研修機会を確保し、人材の育成を図る。（❸）	・「人事評価制度マニュアル」に基づく業績及び能力評価を通じながら、職員個々の適性、能力、育成方針を把握するとともに、評価者（上司）と被評価者（部下）における目標の共有及びコミュニケーションの円滑化により、組織の活性化を図った。							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　37

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標　　2 人事の適正化に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

優れた人材の確保や組織の活性化を図るため、教職員にインセンティブが働く人事制度を実施する。また、事務職員の資質向上のための研修等に積極的に取り組む。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第3 業務運営の改善及び効率化　2 人事の適正化

❶教育研究支援体制の充実に向けて、大学の教育研究活動に深い理解を有する専門性の高い事務職員を育成するとともに、教員と事務職員との協働による適切かつ効果的な大学運営を実現するため、組織的なスタッフ・ディベロップメントを実施する。【37】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・外部の研修資源等も活用して組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）等を実施し、有為な専門性の高い事務職員を育成することにより、教職協働による適切かつ効果的な大学運営の推進を図る。（❶）	・これまでの全学FD・SDは専門性の向上を図る観点から、教学をテーマとしたものが主であったが、「ハラスメント対策」や「働き方改革」といった内容の要望も多く寄せられたことから、1部（FD）、2部（SD）とテーマを分け、SD研修として「大学におけるハラスメント」をテーマに実施した。 ・管理運営等に関する職員の資質向上を図るため、オンラインで受講する「研修システム（e-JINZAI for university）」を取り入れたり、キャリアに応じて県の階層別研修に参加させるなど職員に係るの人材育成にも努めた。	Ⅲ		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　38

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標　　3 事務等の効率化・合理化に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

事務組織については、事務処理の効率化に努め、必要に応じ見直しを行うとともに、共同参画や働き方改革を推進する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）第3 業務運営の改善及び効率化　3 事務等の効率化・合理化

❶教職員による業務改善を奨励するとともに、❷ペーパーレス化やアウトソーシング、情報システムの導入等の取組を積極的に推進し、事務等の効率化・合理化を図る。❸また、共同参画や働き方改革関連法の趣旨を踏まえ、多様で柔軟な働き方を推進する。【38】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定		意見			
				評定実績（38）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・DXをはじめとする業務改善を積極的に奨励し、ペーパーレス化やアウトソーシング等の取組を推進する。（❶❷）	・DXを担う職員のスキル向上や新たな視点の獲得を目的に、「東北大学業務のDX推進プロジェクト・チーム」に参加し、得られた技術や知識を基に本学業務への還元を図った。 ・庶務事務の業務改善及びペーパーレス化を促進するため、庶務事務システムによる各種申請等について、引き続き運用し、常態化を図った。	Ⅲ					
	・事務処理の効率化・簡素化に努めるとともに、共同参画や働き方改革関連法の趣旨を踏まえた多様で柔軟な働き方を推進する。（❸）	・年次有給休暇や振替休日の取得を促し、職員の健康増進及び心身のリフレッシュを図りつつ、業務能率向上への環境整備に努めた。 ・時差勤務や短時間勤務制度について、引き続き利用促進を継続するとともに、3歳未満の子を養育する職員に対し、仕事と育児に係る両立支援制度等を個別に周知することを規定する等、柔軟な働き方の実現に努めた。 ・規程管理システムを導入し、規程の検索や改正等に係る事務処理の効率化・簡素化を図った。						

第４　財務内容の改善	【重点目標】 経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。

全体的な状況

予算額を上回る学生納付金実績となり、自己収入の確保に繋がった。また、他大学の各種学生納付金の情報を収集しながら、少子高齢化の影響にも配慮しつつ、社会情勢の動向を注視し検討を行っている。
ネクストリーダーズ基金については、学生が独自に企画した留学プログラムへの支援や、学生のビジネスプランコンテストの開催等を行い、総額で2,192千円を基金から充当した。

財務内容の改善に関する特記事項

1　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）
・なし

2　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組
・委託業者による定期的な保守点検を実施し、施設維持に努めた。また、施設利用者から不具合発生の都度連絡を受けて速やかに修繕を実施した。
・規程管理システムや契約審査システム、またSales Forceを活用した研究管理アプリ等を導入し、業務の効率化及び合理化を図った。

3　過年度との数値による実績対比が可能な事項
・なし

4　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）
・なし

5　その他、法人が積極的に実施した取組
・94件［大和49件、太白45件］の施設貸付を行い、学内資源の有効活用に努めた。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　39

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第5 財務内容の改善に関する目標　　1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

【重点目標】

経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。

法人の安定的な経営が行えるように自己収入を確保するため、外部資金の獲得に組織的に取り組むとともに、収入源の見直しや新たな収入源の拡充を図る。

また、授業料をはじめとする学生納付金については、法人の収入状況及び社会情勢を勘案して適切に設定するとともに、授業料等の減免制度について適宜見直しを行う。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第4 財務内容の改善　1 自己収入の確保

❶授業料等の学生納付金については他大学の動向や法人の収支状況、社会情勢等を勘案し、適正な受益者負担の観点から定期的に見直しを行う。【39】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（39～40）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・授業料その他の各種学生納付金については、他大学の金額設定の情報収集を行うとともに、受益者負担の観点から、物価高騰等を反映した適正な負担額について、法人の収支状況及び社会情勢等を勘案の上、検討を行う。（❶）	・予算額を上回る学生納付金実績となり、自己収入の確保に繋がった。また、他大学の各種学生納付金の情報を収集しながら、少子高齢化の影響にも配慮しつつ、社会情勢の動向を注視し検討を行っている。	Ⅲ						

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　40

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第5 財務内容の改善に関する目標　　1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

【重点目標】

経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。

法人の安定的な経営が行えるように自己収入を確保するため、外部資金の獲得に組織的に取り組むとともに、収入源の見直しや新たな収入源の拡充を図る。

また、授業料をはじめとする学生納付金については、法人の収入状況及び社会情勢を勘案して適切に設定するとともに、授業料等の減免制度について適宜見直しを行う。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第4 財務内容の改善　1 自己収入の確保

❶学内の資源を有効に活用するとともに、❷寄附金による自己収入の増加に努める。【40】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・学内施設の外部への貸付を適切に行う。（❶）	・令和7年度は、94件［大和49件、太白45件］の施設貸付を行い、学内資源の有効活用に努めた。	Ⅲ		
	・ネクストリーダーズ基金については令和6年度に引き続き事業を実施し、その成果をウェブサイト等で一般に広く周知することで基金の認知度を高め、新たな寄附の促進につなげる。また、活用事業の拡張及び充実を図るため、新基金の開設に向けた検討を開始する。（❷）	・令和7年度については、学生が独自に企画した留学プログラムへの支援や、学生のビジネスプランコンテストの開催等の事業を採択し、総額で2,192千円をネクストリーダーズ基金より支出した。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　41

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第5 財務内容の改善に関する目標　　2 経費の抑制に関する目標

【重点目標】

経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。

予算の効率的な執行や業務の簡素化・合理化・契約方法の見直し、効果的な組織運営や適正な人員配置などにより、経費の縮減に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第4 財務内容の改善　2 経費の抑制

❶情報システムの高度化と適切な運用により業務効率を向上させるとともに、❷業務の外部委託等による合理化を進め、経費抑制を図る。【41】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（41）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・業務の外部委託等を推進するとともに、契約内容について随時の見直しを行い、コスト削減や業務の簡素化、合理化を図る。（❷）	・規程管理システムや契約審査システム、またSalesForceを活用した研究管理アプリ等を導入し、業務の効率化及び合理化を図った。（❷）	Ⅲ						

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　42

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第5 財務内容の改善に関する目標　　3 資産の運用及び管理の改善に関する目標

【重点目標】

経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。

資産の適切な運用及び管理を行う体制により、長期的かつ経営的な視点に立った法人資産の効果的・効率的な活用に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第4 財務内容の改善　3 資産の運用管理の改善

❶定期的な資産の点検を行い、適切に維持管理し、有効活用を図るとともに、❷余裕資金の管理運用にあたっては、安全性・流動性に配慮する。【42】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（42）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・委託業者と連携した計画的な施設の保守管理を行い、不具合が発生した場合には、できるだけ速やかに修繕等を行う。（❶）	・委託業者による定期的な保守点検を実施し施設維持に努めた。また、施設利用者から不具合発生の都度連絡を受けて速やかに修繕を実施した。	Ⅲ						
	・資金繰り等を勘案し、余裕資金が生じた場合は、定期預金など安全で確実な金融商品により運用する。（❷）	・大規模修繕費や実験実習機器など、精算方式で運営費交付金が交付される事業の動向を注視しながら、リスクマネジメントの観点からも、資金流動性を第一に考えた預金運用を継続して行った。							

第５　教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供

全体的な状況

評価委員会を中心に、令和6年度実績及び第3期中期目標期間の暫定評価（R3～R6総括）に関する各部門の自己点検・評価結果を実績報告書に取りまとめ、令和7年6月末までに県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会へ提出し、ウェブサイトでの学外公表を行った。また、令和7年度実績見込みに関する各部門の自己点検・評価結果を反映した令和8年度計画を取りまとめ、令和8年3月末までに県へ提出し、ウェブサイトでの学外公表を行った。

令和6年度に取りまとめた点検評価ポートフォリオを認証評価機関へ提出し、入念な準備のもと2回の実地調査を適切に実施した。調査の結果、大学評価基準を満たしているという評価を受け、評価結果をウェブサイトで学外に公表した。

全学的な広報推進体制を維持するとともに、オンラインオープンキャンパス特設サイトに動画コンテンツを追加するなどウェブサイトによる情報発信を積極的に活用したほか、オープンキャンパスやアカデミックインターンシップを始めとする対面イベントの実施など時宜にかなった広報施策を展開した。

教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

1　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

・なし

2　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

・内部質保証実施委員会において、内部質保証システムチェックシートに基づき、各部門の自己点検・評価の進行状況の管理を行い、実施状況を確認した。

・主に高校生や在学生を対象とした広報アンケート（質的評価）を実施したほか、ウェブアクセス解析（量的評価）によるPDCAサイクルを実施し、情報発信の効果を確認した。

3　過年度との数値による実績対比が可能な事項

・なし

4　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

・なし

5　その他、法人が積極的に実施した取組

・認証評価の実地調査において「今後の進展が望まれる点」として指摘された項目については、自己点検・評価を実施し、改善すべき事項を確認した。

・大学案内やウェブサイトなど広報ツールについて統一感のある広報を継続したほか、これまでの志願者向け大学案内パンフレットに加え、本学の教育と研究の特色を活かした記念品、教員と学生が企画と開発に参加できるノベルティを制作した。

・学内の情報収集と写真素材の充実を図ることにより、メディア等に対する安定した新着情報等の発信を可能にするとともに、研究ニュースなどの質的向上を図るなど本学の認知度向上を推進した。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　43

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第6　教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標　　1　自己点検・評価の充実に関する目標

内部質保証システムに基づき、自己点検・評価を行うとともに、認証評価機関による第三者評価を受け、その結果を改善に反映し、大学の質の向上に努める。また、それらについて県民に分かりやすく公表する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第26条）第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 1 自己点検・評価の充実

❶外部機関による評価項目や認証評価の評価基準も見据えた自己点検・評価を実施し、その結果を学内外に公表することにより、自主的な大学運営の改善・向上及び透明性確保に努める。【43】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（43～44）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・評価委員会を中心に、令和6年度実績に関する各部門の自己点検・評価結果を実績報告書に取りまとめ、令和7年6月末までに県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会へ提出するとともに、令和7年度実績見込みに関する各部門の自己点検・評価結果を反映した令和8年度計画を取りまとめ、令和8年3月末までに県へ提出する。また、ウェブサイトでの学外公表を行う。（❶）	・評価委員会を中心に、令和6年度実績に関する各部門の自己点検・評価結果を実績報告書として取りまとめ、令和7年6月末までに県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会へ提出するとともに、ウェブサイトで学外公表を行った。また、令和7年度実績見込みに基づく各部門の自己点検・評価結果を反映した令和8年度計画を取りまとめ、令和8年3月末までに県へ提出し、同様にウェブサイトで公表した。	Ⅲ						
	・令和6年度実績に関する自己点検・評価結果に関する公立大学法人宮城大学評価委員会の評価結果については、理事会を始めとした学内組織での共有を行い、ウェブサイトでの学外公表を行うほか、PDCAサイクルに基づく分析・検討結果を法人の業務運営や令和8年度計画に適切に反映する。（❶）	・令和6年度実績に関する自己点検・評価結果について、公立大学法人宮城大学評価委員会から示された評価結果は、理事会をはじめとする学内関係組織で共有するとともに、ウェブサイトで学外に公表した。また、PDCAサイクルに基づく分析・検討結果を法人の業務運営や令和8年度計画に適切に反映した。							
	・評価委員会を中心に、第3期中期目標期間の暫定評価（R3～R6総括）に関する各部門の自己点検・評価結果を実績報告書に取りまとめ、令和7年6月末までに県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会へ提出する。また、当該委員会による暫定評価結果については、理事会をはじめとした学内組織での共有を行い、ウェブサイトでの学外公表を行う。（❶） ・第4期中期計画策定に向けた検証・検討作業を着実に実施し、計画の骨子案を作成する。（❶）	・評価委員会を中心に、第3期中期目標期間の暫定評価（R3～R6総括）に関する各部門の自己点検・評価結果を実績報告書として取りまとめ、令和7年6月末までに公立大学法人宮城大学評価委員会へ提出するとともに、ウェブサイトで学外に公表した。また、当該委員会による暫定評価の結果については、理事会をはじめとする学内組織で共有し、同様にウェブサイトで学外公表を行った。 ・第4期中期計画策定に向けた検証・検討作業を着実に実施し、計画の骨子を作成した。							
	・令和6年度中に取りまとめた点検評価ポートフォリオの内容を確定し、令和7年5月末までに認証評価機関に提出する。（❶） ・点検評価ポートフォリオの内容を踏まえ行われる実地調査について、その準備及び対応を確実に実施する。（❶） ・点検評価ポートフォリオ及び認証評価機関の評価結果について、ウェブサイトでの学外公表を行う。（❶）	・令和6年度に取りまとめた点検評価ポートフォリオの内容を確定し、令和7年5月末までに認証評価機関へ提出した。 ・点検評価ポートフォリオの内容を踏まえて行われた2回の実地調査について、参加者との事前打ち合わせを含め、入念に準備を行い、適切に実施した。 ・点検評価ポートフォリオによる書面審査及び2回の実地調査の結果、認証評価機関が定める大学評価基準を満たしているとの評価を受け、その評価結果をウェブサイトで学外に公表した。							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　44

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第6　教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標　　1　自己点検・評価の充実に関する目標

内部質保証システムに基づき、自己点検・評価を行うとともに、認証評価機関による第三者評価を受け、その結果を改善に反映し、大学の質の向上に努める。また、それらについて県民に分かりやすく公表する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第26条）第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 1 自己点検・評価の充実

❶内部質保証システムに基づく各PDCAサイクルの適切かつ定期的な実施を通じて、教育研究活動等の質の保証及び向上に恒常的・継続的に取り組み、システムの定着化を図る。【44】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・内部質保証実施委員会を中心に、内部質保証システムチェックシートに基づいた自己点検・評価を着実に実施し、引き続き内部質保証システムの定着化を図る。また、ウェブサイトでの学外公表を行う。（❶）	・内部質保証実施委員会では、令和6年度及び令和7年度の内部質保証システムチェックシートに基づき、各部門の自己点検・評価の進捗管理と実施状況の確認を行った。 また、令和6年度の内部質保証システムチェックシートについては、学外向けにウェブサイトで公表した。	Ⅲ		
	・当該年度に受審する認証評価の結果を踏まえ、本学の内部質保証システムに関する自己点検・評価を実施し、必要な改善を実施する。（❶）	・認証評価の実地調査において「今後の進展が望まれる点」として指摘された項目について、自己点検・評価を実施し、改善すべき事項を確認した。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　45

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第6　教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標　　2 情報発信の推進等に関する目標

法人の組織運営及び大学の教育研究活動の実績については、積極的に情報を発信し、県民をはじめとする社会への説明責任を果たすとともに、大学の認知度を高める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第26条）第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 2 情報公開の推進等

❶広報基本方針等に基づき、教育研究活動等の積極的な情報発信をはじめとする全学広報活動を戦略的に推進し、❷様々なステークホルダーに対して本学の認知度を高める。【45】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（45）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・全学的な広報推進体制を維持するとともに、ウェブサイトや印刷物、対面イベントなど各広報媒体の良さを効果的に活かし、ハイブリッドでタイムリーかつ情勢に応じた戦略的な広報施策を推進する。（❶）	・全学的な広報推進体制を維持するとともに、オンラインオープンキャンパス特設サイトに動画コンテンツを追加するなどウェブサイトによる情報発信を積極的に活用したほか、オープンキャンパスやアカデミックインターンシップを始めとする対面イベントの実施など時宜にかなった広報施策を展開した。	Ⅲ						
	・主要事業である大学案内（志願者向け及び一般向け）やウェブサイト、各種印刷物について、引き続き広報グラフィック基本コンセプトのもと、統一感のある広報を展開していくとともに、企業や自治体等のステークホルダーへの情報発信のほか、本学独自の記念品やノベルティの活用を推進していく。（❶❷）	・大学案内やウェブサイトなどの広報ツールについて統一感のある広報を継続したほか、志願者向け大学案内パンフレットに加え、本学の教育と研究の特色を活かした記念品、教員と学生が企画と開発に参加できるノベルティも制作した。							
	・広報推進体制を活用した情報収集とコンテンツ発信の強化を継続するとともに、プレスリリースや取材対応など各メディアとの連携強化により、本学の更なる認知度向上を図る。（❶❷）	・学内の情報収集と写真素材の充実を図ることにより、メディア等に対する安定した新着情報等の発信を可能にするとともに、研究ニュースなどの質的向上を図るなど本学の認知度向上を推進した。 ①新着情報件数 R6：307件→R7：289件 ②プレスリリース件数 R6： 22件→R7： 24件 ③メディア掲載・出演情報件数 R6：578件→R7：586件 ※参考：SNS発信件数（累計値） ・X R6：約9,600件→R7：約13,000件 ・Instagram R6：　約800件→R7：　約960件							
	・広報アンケート等の質的評価及びウェブアクセス解析等の量的評価による広報施策のPDCAサイクルにより、情報発信の効果を確認する。（❶）	・主に高校生や在学生を対象とした広報アンケート（質的評価）を実施したほか、ウェブアクセス解析（量的評価）によるPDCAサイクルを実施し、情報発信の効果を確認した。							

第６　その他業務運営

全体的な状況

近年の気候変動の影響から増加している熱中症による労働災害の発生を防ぐため、熱中症の疑いがある者の早期発見や講ずべき措置等をまとめた救護対応手順を衛生委員会で作成し、学内に周知した。
情報セキュリティの理解を深めるため、学生と教職員に、国立情報学研究所が提供する講義の受講を義務付けるとともに、全学群の1・2年生を対象に標的型メール訓練を実施するなど、インシデントを未然に防ぐための情報リテラシー教育を行った。
構内でクマ目撃情報が複数確認されたことから、本学におけるクマ対策等を共有し、関係者の安全確保等に係る注意喚起を随時行った。

その他業務運営に関する特記事項

1　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）
・なし

2　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組
・令和7年度は、構内におけるクマの目撃情報が複数確認されたことから、本学における具体的なクマ対策等を学内外に発信した上で、関係者の安全確保等に係る注意喚起等を随時行った。
・事業場衛生委員会を毎月開催し、時間外勤務の状況、健康診断やストレスチェックの実施などについて情報共有を行った。また近年の気候変動の影響で増加している熱中症による労働災害の発生を防ぐため、早期発見や講ずべき措置等をまとめた救護対応手順を当委員会で作成し、学内で周知した。
・学生と教職員に、国立情報学研究所が提供する講習会の受講を義務付け、情報セキュリティへの理解を深めた。また全学群の1・2年生を対象に標的型メール訓練の実施と全学群及び教職員に情報セキュリティ講習会を実施し、インシデントを未然に防ぐための情報リテラシー教育を行った。

3　過年度との数値による実績対比が可能な事項
・［指標］個人情報漏洩事故件数（0件／年）　附属資料36ページ参照

4　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）
・なし

5　その他、法人が積極的に実施した取組
・5月に全教職員・学生対象の防災訓練を動画視聴講習及び実地避難訓練のハイブリッド方式により実施した。また、資材等の備蓄については非常食の賞味期限などを踏まえた管理を実施した。
・人権侵害防止・対策本部会議を開催し、「人権侵害（ハラスメント）の防止に関する指針」の周知を図るとともに、リーフレットを配布し、ハラスメント防止に関する意識啓発と予防に取り組んだ。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　46

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第7　その他業務運営に関する重要目標　　1　施設設備の整備・活用等に関する目標

『宮城県公共施設等総合管理方針』等に基づき、中長期的な視点に立った計画的な施設整備を行うとともに、施設等の適切かつ効率的な維持管理に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第6 その他業務運営　1 施設設備の整備・活用等

❶老朽化した施設及び付帯設備について、計画的な大規模修繕を行い、長寿命化を図る。【46】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（46）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・第3期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事（大和キャンパス10件、太白キャンパス2件）を実施する。また、キャンパス整備委員会で整理された要望を踏まえ、教育研究環境の向上等に向け、令和8年度の施設・環境整備費対応案件を精査する。（❶）（№25の再掲）	・当初予定していた大規模修繕工事については、施設・設備の修繕計画に基づき全て実施した（一部はR7･R8の2か年工事）。また、事業の請差を活用し、照明設備の更新（LED化）工事において、対象範囲を拡大して実施した。更に、令和8年度の施設・環境整備費対応案件についてキャンパス整備委員会で整理された要望を踏まえ精査した。（№25の再掲）	Ⅲ						
	・第4期中期計画における施設・整備の修繕計画（大和・太白両キャンパス）の策定に向けた準備を進める。（❶）（№25の再掲）	・外部業者による調査報告なども参考にしながら第4期中期計画における施設・設備の修繕計画の策定を進めた。（№25の再掲）							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　47

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第7　その他業務運営に関する重要目標　　2　安全管理等に関する目標

安全衛生管理体制の整備に努め、感染症対策の強化など、より安全なキャンパス環境を創出する。また、情報セキュリティ対策を強化し、情報管理を徹底する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第6 その他業務運営　2 安全管理等

❶事業場衛生委員会を定期的に開催し、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行うとともに、職場における教職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成促進等に努める。【47】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（47～48）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・事業場衛生委員会を定期的に開催し、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に努める。（❶）	・事業場衛生委員会を毎月開催し、時間外勤務の状況、健康診断やストレスチェックの実施などについて情報共有を行った。 ・また、近年の気候変動の影響から増加している熱中症による労働災害の発生を防ぐため、熱中症の疑いがある者の早期発見や講ずべき措置等をまとめた救護対応手順を衛生委員会で作成し、学内に周知した。	Ⅲ						
	・常に、職場における教職員の安全に配意し、健康の確保、快適な職場環境の形成促進等に努める。（❶）	・健康診断、ストレスチェック（年2回）のほか、産業医による面談や、毎月事業場ごとの職場巡視等を計画的に行った。また、今年度は構内においてクマの目撃情報が複数確認されたことから、本学における具体的なクマ対策等を学内外に発信した上で、関係者の安全確保等に係る注意喚起等を随時行った。							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　48

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第7　その他業務運営に関する重要目標　　2　安全管理等に関する目標

安全衛生管理体制の整備に努め、感染症対策の強化など、より安全なキャンパス環境を創出する。また、情報セキュリティ対策を強化し、情報管理を徹底する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第6 その他業務運営　2 安全管理等

❶安全安心で衛生面にも配慮した教育研究環境を確保するために、施設・備品等（薬品を含む）の適切な管理運用を行うとともに、❷災害等の非常時を想定した総合的な諸対策の充実を図る。❸また、情報セキュリティポリシーに基づく情報管理を徹底する。
［指標］個人情報漏洩事故件数（0件／年）【48】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R7年度	・施設や消防設備について、委託業者と連携した定期的な保守管理を行うとともに、不具合発生時には速やかに修繕を行うなど、安全を確保する。（❶）	・消防設備保守管理委託業者による保守点検を実施し、指摘された不具合事項について修繕・対応を実施している。	Ⅲ		
	・固定資産については、決算時に減損兆候の把握のため現物の確認を行う。また、備品及び貴重物品については、取得時に台帳登録を行い、教員の異動時等に適切に移管、抹消等の手続を実施する。（❶）	・固定資産については決算時に減損兆候の把握のため現物の確認を行った。また、備品及び貴重物品については取得時に台帳登録を行い、教員の異動時等に適切に移管、抹消等の手続を実施した。			
	・定期的な防災訓練により教職員及び学生への防災教育を推進するとともに、災害発生時に備えた資機材等の備蓄を確保する。（❷）	・5月に全教職員・学生対象の防災訓練を動画視聴講習及び実地避難訓練のハイブリッド方式により実施した。また、資材等の備蓄については非常食の賞味期限などを踏まえた管理を実施した。 ・8月には全教職員を対象とした防災訓練として、消防署の立会指導のもと、消火栓からの放水訓練を実施した。			
	情報セキュリティに関する講習会を強化し、リスク管理の意識向上を図るとともに、ネットワーク基盤システムのセキュリティ機能を活用し、学内の安全なネットワーク環境を維持する。（❸）	・学生と教職員に、国立情報学研究所が提供する「倫倫姫の情報セキュリティ教室」の受講を義務付け、情報セキュリティへの理解を深めた。 また、全学群の1・2年生を対象に標的型メール訓練の実施と全学生及び教職員に情報セキュリティ講習会を実施し、インシデントを未然に防ぐための情報リテラシー教育を行った。 更に、ネットワーク基盤のマルウェア検知システムなどのセキュリティ機能を活用し、安全な学内ネットワーク環境の維持に努めた。 その他、情報システムアセスメントを実施し、セキュリティ対策の検討を行った。			
	［指標］個人情報漏洩事故件数（0件／年）	［指標］個人情報漏洩事故件数（2件／年）			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　49

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第7　その他業務運営に関する重要目標　　3 人権の尊重に関する目標

人権侵害を防止するため、全学一体となった体制整備と人権尊重に対する役職員及び学生の意識向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第6 その他業務運営　3 人権の尊重

❶人権侵害防止・対策本部を毎年度定期的に開催し、人権侵害防止に向けた研修や啓発活動を実施するなど人権侵害の未然防止に努める。❷また、相談体制を整備し、人権侵害に関する問題への対応を適切に実施する。【49】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（49）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
				A	A	A	A	A	
R7年度	・人権侵害防止に関する対策本部を開催し、各種防止に向けた研修や啓発活動を実施し、未然防止に努める。（❶）	・年度当初に人権侵害防止・対策本部会議を開催し、人権侵害防止等に関する運営体制等の共有を図ったほか、全教職員に対し、リーフレットを配布し、ハラスメント防止に関する意識啓発と予防に取り組んだ。 ・ハラスメントを受けたとの申立て（1件）があったことから、当該対策本部を招集し、本部長より指名された調査員にて関係者に対する聴取調査等を実施しながら、事実確認を行った。	Ⅲ						
	・人権侵害の未然防止や適切な初期対応を図るため、相談体制の充実を図る。（❷）	・各学群等に人権侵害に関する相談員を配置し、教職員に周知するとともに、学生相談カウンセラーや保健指導員との連携を図るなど相談体制の充実に努めた。							

第7　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第7予算、収支計画及び資金計画

1 予算（令和3年度～令和8年度）　（単位：百万円）

区　分	金　額
収入	
運営費交付金	15,431
授業料等収入	7,038
受託研究費等収入及び寄附金	639
補助金	－
その他収入	294
目的積立金等取崩	74
計	23,476
支出	
教育研究費	14,410
（うち人件費）	(10,399)
一般管理費	7,566
（うち人件費）	(3,609)
施設整備費	1,500
補助金	－
計	23,476

《参考》

【人件費の見積もり】

第3期中期目標期間中、総額14,008百万円を支出する。

※1 人件費については、教員の年次採用計画に基づく新規採用に係る人員増分を含めて所要額が算定される。

※2 退職手当については、公立大学法人宮城大学が定める規程に基づき所要額を支給するが、措置される額は、各事業年度の予算編成過程において算定される。

【運営費交付金の算定方法】

運営費交付金＝人件費＋事業費＋管理運営費＋法人化に伴う新規経費＋修繕費－自己収入

※1 運営費交付金算定の収入及び経費の内容は、次のとおり。

項　目	内　容
人　件　費	職員給与、非常勤職員報酬　等
事　業　費	入学試験費、教育実験実習費、研究費、各センター運営費　等
管理運営費	庁舎管理経費、光熱水費、事務局経費　等
法人化に伴う新規経費	常勤役員給与等の人件費、各審議会の事務費、財務会計システム運営費等の管理運営費
修　繕　費	建物設備維持管理経費、実験実習機器保守点検　等
自 己 収 入	授業料等の学生納付金、受託研究費等の外部資金　等

※2 大規模修繕費、高額設備（備品）費については、所要額を個別に算定し、宮城県の財政状況を勘案した上で、別途措置される。

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

R7年度

1 当初予算（令和7年度）　（単位：百万円）

区　分	金　額
収入	
運営費交付金	２，９８７
授業料等収入	９２９
受託研究費等収入及び寄附金	１４１
補助金	２０２
その他収入	５５
目的積立金等取崩	３０６
計	４，６２０
支出	
教育研究費	２，５５５
（うち人件費）	（１，８２９）
一般管理費	１，５６２
（うち人件費）	（８１４）
施設整備費	５００
補助金	３
計	４，６２０

1 予算執行実績（令和7年度）　（単位：百万円）

区　分	金　額
収入	
運営費交付金	２，９２８
授業料等収入	９９４
受託研究費等収入及び寄附金	１７８
補助金	２３８
その他収入	４７
目的積立金等取崩	１６２
計	４，５４７
支出	
教育研究費	２，４１１
（うち人件費）	（１，７２２）
一般管理費	１，５３９
（うち人件費）	（８０４）
施設整備費	４５５
補助金	９
災害復旧・復興支援費等	１
計	４，４１４

※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

第7　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第7予算、収支計画及び資金計画

2 収支計画（令和3年度～令和8年度）　（単位：百万円）

区　分	金　額
費用の部	24,011
経常費用	24,011
業務費	23,062
教育研究経費	3,101
受託研究等経費	496
人件費	14,008
一般管理費	5,457
財務費用	－
雑損	－
減価償却費	949
臨時損失	－
収入の部	24,011
経常収益	24,011
運営費交付金収益	15,431
授業料等収益	7,038
受託研究等収益（寄附金を含む。）	713
財務収益	－
雑益	294
資産見返負債戻入	535
資産見返運営費交付金等戻入	491
資産見返物品受贈額戻入	44
補助金収益	－
臨時利益	－
純利益	－
総利益	－

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績
R7年度	2 収支計画（令和7年度）　（単位：百万円）	2 収支実績（令和7年度）　（単位：百万円）

計画

区　分	金　額
費用の部	４，７７３
経常費用	４，７３２
業務費	４，４４５
教育研究経費	５４６
受託研究等経費	１１５
人件費	２，６４３
一般管理費	１，１４１
財務費用	７
雑損	０
減価償却費	２８０
臨時損失	４１
収入の部	４，７７３
経常収益	４，７３２
運営費交付金収益	２，９４６
授業料等収益	９２９
受託研究等収益（寄附金を含む。）	１６２
財務収益	０
雑益	４８８
補助金収益	２０７
臨時利益	４１
純利益	０
総利益	０

実績

区　分	金　額
費用の部	４，５６２
経常費用	４，５２６
業務費	４，２２１
教育研究経費	９６４
受託研究等経費	１２０
人件費	２，５５２
一般管理費	５８５
財務費用	７
雑損	－
減価償却費	２９８
臨時損失	３６
収入の部	４，６２８
経常収益	４，５８３
運営費交付金収益	２，８６３
授業料等収益	１，２２２
受託研究等収益（寄附金を含む。）	２１２
財務収益	０
雑益	４５
補助金収益	２４１
臨時利益	４５
純利益	６６
目的積立金取崩額	１０
総利益	７６

※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

第7　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）　第7予算、収支計画及び資金計画

3　資金計画（令和3年度～令和8年度）　（単位：百万円）

区　分	金　額
資金支出	23,476
業務活動による支出	21,142
投資活動による支出	1,745
財務活動による支出	589
次期中期目標期間への繰越金	－
資金収入	23,476
業務活動による収入	23,476
運営費交付金収入	15,431
授業料等収入	7,038
受託研究等収入	713
その他収入	294
投資活動による収入	－
財務活動による収入	－
前期（中期目標期間からの）繰越金	－

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

R7年度

3　資金計画（令和7年度）　（単位：百万円）

区　分	金　額
資金支出	４，６２０
業務活動による支出	３，９８６
投資活動による支出	５００
財務活動による支出	１３４
次期中期目標期間への繰越金	０
資金収入	４，６２０
業務活動による収入	４，６２０
運営費交付金収入	２，９８７
授業料等収入	９２９
受託研究等収入	３６４
その他収入	３４０
投資活動による収入	０
財務活動による収入	０
前期（中期目標期間からの）繰越金	０

3　資金収支実績（令和7年度）　（単位：百万円）

区　分	金　額
資金支出	５，５０３
業務活動による支出	３，９３１
投資活動による支出	３２８
財務活動による支出	１３４
次期中期目標期間への繰越金	－
翌年度への繰越金	１，１１０
資金収入	５，５０３
業務活動による収入	４，２３７
運営費交付金収入	２，９２８
授業料等収入	９９４
受託研究等収入	２７０
その他収入	４５
投資活動による収入	０
財務活動による収入	－
前期（中期目標期間からの）繰越金	－
前年度からの繰越金	１，２６６

※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

第8　短期借入金の限度額
第9　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
第10 剰余金の使途
第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七条第一号から第三号関係）

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）

第8　短期借入金の限度額
第9　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
第10 剰余金の使途
第11 県の規則で定める業務運営に関する事項
（県規則第七条第一号から第三号関係）

第8 短期借入金の限度額
1 短期借入金の限度額
5億円
2 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
なし。

第10 剰余金の使途
決算において剰余金が発生した場合は、協議の上、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七条第一号から第三号関係）
1 積立金の処分に関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途）
前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。
2 人事に関する計画
教員については、大学の教育研究や地域への貢献を更に推進していくために必要となる人員を、人件費も念頭に置きながら、年次ごとの採用計画に基づき適正に配置する。
事務職員については、法人採用職員の幹部職員への積極的な登用を行うとともに、本学を円滑に運営するため、専門的な知識を有する職員を長期にわたって養成していく。
3 施設設備に関する計画
中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、宮城県の財政状況に応じて協議の上、決定する。

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績
R7年度	第8 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 5億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。	第8 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 短期借入は行わなかった。 2 想定される理由 －
	第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし。	第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし。
	第10 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、協議の上、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。	第10 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、協議の上、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。
	第11 県の規則で定める業務運営に関する事項 （県規則第7条第1号から第3号関係） 1　積立金の処分に関する計画 （法第40条第4項の承認を受けた金額の使途） なし	第11 県の規則で定める業務運営に関する事項 （県規則第7条第1号から第3号関係） 1 積立金の処分に関する計画 （法第40条第4項の承認を受けた金額の使途） 太白キャンパスの講義室視聴覚設備更新、作物調査棟代替倉庫・旗立農場トイレ・選果室の設置及び施設修繕に充当した。